

食料・農業・農村政策審議会

家畜衛生部会

第96回 牛豚等疾病小委員会

農林水産省

食料・農業・農村政策審議会 家畜衛生部会
第96回 牛豚等疾病小委員会

日時：令和6年3月19日（火）13：00～17：53

会場：農林水産省 共用第6会議室

（Web会議併用）

議 事 次 第

1. 開 会

2. 挨 拶

3. 議 事

- （1）米国におけるアフリカ豚熱発生時のゾーニング適用に係るリスク評価について
- （2）豚熱及びアフリカ豚熱に関する特定家畜伝染病防疫指針の一部改正について
（報告）
- （3）農場分割マニュアルについて
- （4）野生イノシシにおけるアフリカ豚熱対策と基本方針について

4. 閉 会

【配布資料一覧】

議事次第

家畜衛生部会委員名簿

資料1 豚熱及びアフリカ豚熱対策をめぐる情勢について

資料2－1 米国ASFゾーニング評価書概要版（案）

資料2－2 （非公表）米国ASFゾーニング評価書詳細版（案）

資料2－3 （非公表）家畜衛生部会で頂いた質問への米国側回答

資料3－1 第94回牛豚等疾病小委員会概要報告

資料 3－2 アフリカ豚熱に関する特定家畜伝染病防疫指針

資料 3－3 豚熱に関する特定家畜伝染病防疫指針

資料 4 農場の分割管理に当たっての対応マニュアル改正案に対する都道府県等からの主な意見及び考え方

資料 5－1 野生イノシシにおけるアフリカ豚熱対策と基本方針について

資料 5－2 野生イノシシにおけるアフリカ豚熱の浸潤状況の的確な把握と感染拡大防止のための基本方針（案）

参考資料 （参考 1）農場分割マニュアル（県照会后）

午後 3 時 0 0 分 開会

○大倉家畜防疫対策室長 それでは、ただいまより食料・農業・農村政策審議会家畜衛生部会第96回牛豚等疾病小委員会を開会いたします。

委員の皆様におかれましては、急な御連絡にもかかわらず御対応いただきまして、誠にありがとうございます。

私、本日の小委員会の事務局を担当いたします家畜防疫対策室長、大倉と申します。よろしく願いいたします。

それでは、開会に当たりまして、消費・安全局長の安岡局長より挨拶申し上げたいと思います。

○安岡局長 委員の皆様方、お忙しい中御出席いただいて本当にありがとうございます。

今回、第96回というで、食料・農業・農村政策審議会の家畜衛生部会、牛豚等疾病小委員会ということで、開催に当たりまして一言御挨拶申し上げます。

まず、豚熱についてでございますけれども、2月に栃木県で90例目ということで発生しております。引き続きワクチン接種農場での発生も継続しているということです。春になってこれからまた野生イノシシの活動も活発になるということですので引き続き飼養衛生管理、徹底をお願いしていきたいと思っております。

一方で、九州に関しては昨年8月末の佐賀県に発生して、拡大は非常に心配したところでございますが、これまでのところ野生イノシシに関しては九州地域では感染が見られてなく、集中的に検査している状況ですけれども陰性だということでございます。

皆さんワクチンの接種の協力をしていただいた結果もあって、九州地域における続発は見られていないという状況でございます。

一方で、先日も御報告したところですが、アフリカ豚熱が昨年12月以降、韓国の釜山で、野生イノシシで継続的に発生しているということで、特に釜山のフェリー埠頭裏山のところで集中的に発生していて、3月になって連続してまだ発生が見られているという状況でございます。

我々としてかつてないほどにアフリカ豚熱の国内侵入リスクが高まっていると認識しているところでございます。いろいろな形での水際の対応の強化などをさせていただいているところでございます。

一方で、今日御報告するところでございますけれども、野生イノシシが万が一入ったときのための準備というの進めていかなければいけないということで、様々な形での演習、

検討会、そして研究などで知見を深めた結果を具体化した基本方針案、実際に起きたときにどう対処するかということの具体的な方針案について、今日取りまとめておりますので御報告を最終的にさせていただければと思っております。

また、殺処分を減らすための分割管理についても、養鶏だけではなくて養豚における取組を検討しようということで、第94回のこの小委員会で御議論いただいて、その際にはいろいろ養豚特有の事情で浄化槽の話をどうするかというお話も頂きました。その後いろいろな関係者の方々に意見照会をしたりして、今回取りまとめておりますので、これも御報告させていただければと思っております。

さて、本日の小委員会ですけれども、まずはアメリカにおけるアフリカ豚熱発生時のゾーニング適用に関するリスク評価について御審議していただき、その後豚熱に関する特定家畜伝染病防疫指針、そしてアフリカ豚熱に関する特定家畜伝染病防疫指針の一部変更を行うことについて御報告いたします。

さらに、分割管理マニュアルにまとめておりますので、具体的に御議論していただければというふうに思っております。

また、最後、野生イノシシにおけるアフリカ豚熱対策と基本方針について、これもまとめた結果がございますので、いろいろ御議論していただければと思っております。

本日は多くの議題がございますが、いずれも今後にとっても非常に重要な課題でございますので、是非忌憚のない御発言と活発な御議論をお願い申し上げまして、私の御挨拶とさせていただきます。本日もどうぞよろしくお願いいたします。

○大倉家畜防疫対策室長 報道関係者におかれましては、撮影はここまでとなっておりますので、御退室をお願いいたします。

それでは、本日局長は所用により途中退席することがあると思っておりますけれども失礼いたします。

それでは、現在、牛豚等疾病小委員会の委員の方々は全10名でございますけれども、本日ウェブでの御出席も含めまして8名の委員に御出席していただいております。それから、オブザーバーの方にも4名御出席していただいております。

続きまして、本日出席しております事務局の紹介をさせていただきたいと思っております。

ただいま挨拶申し上げました局長の安岡でございます。

○安岡局長 よろしくお願ひします。

○大倉家畜防疫対策室長 熊谷審議官でございます。

○熊谷審議官 よろしくお願ひいたします。

○大倉家畜防疫対策室長 それから、動物衛生課の沖田課長でございます。

○沖田動物衛生課長 どうぞよろしくお願ひいたします。

○大倉家畜防疫対策室長 それから、国際衛生対策室松尾室長でございます。

○松尾国際衛生対策室長 松尾でございます。よろしくお願ひします。

○大倉家畜防疫対策室長 病原対管理班松井補佐でございます。

○松井課長補佐 松井です。よろしくお願ひします。

○大倉家畜防疫対策室長 それから、野生動物対策班の永田補佐になります。

○永田課長補佐 永田です。よろしくお願ひします。

○大倉家畜防疫対策室長 リスク分析班の中島補佐になります。

○中島課長補佐 中島です。よろしくお願ひします。

○大倉家畜防疫対策室長 それでは、本日の議事につきまして、まず最近の豚熱、アフリカ豚熱をめぐる情勢について、事務局から説明させていただきます。

次に議事1としまして米国におけるアフリカ豚熱発生時のゾーニング適用に係るリスク評価について、議事2としまして豚熱及びアフリカ豚熱に関する特定家畜伝染病防疫指針の一部改正について、議事3としまして農場分割マニュアルについて、最後に議事4としまして野生イノシシにおけるアフリカ豚熱対策と基本方針について、事務局から説明及び報告をさせていただきます。

続きまして、資料の確認をさせていただきます。

お配りしている資料、議事次第、委員名簿に加えまして、資料1から5－2、参考資料1でございます。御確認ください。

お手元の資料につきまして、落丁等がございましたらお申し付けください。

ここからの議事進行につきましては津田委員長にお願いしたいと思います。

津田委員長、よろしくお願ひいたします。

○津田委員長 それでは、これより議事に入ります。

時間が限られておりますので、円滑な議事の運営に御協力を頂きたいと思ひます。よろしくお願ひいたします。

それでは、まず初めに、最近の豚熱、アフリカ豚熱をめぐる情勢について、事務局の方から説明をお願ひいたします。

○沖田動物衛生課長 動物衛生課の沖田でございます。

私の方から、豚熱及びアフリカ豚熱の対策をめぐる情勢ということで御紹介させていただきたいと思います。

まず、豚熱に関してでございます。1 ページ目、豚熱の発生の経過でございます。

2018年9月9日の岐阜県で26年ぶりの再発以降、20都県で90例、殺処分の対象となったのが36.9万頭という状況でございます。

2019年10月からワクチンの接種を開始しましたところ、それ以降は散発的な発生ということになってございますが、やはり離乳豚を中心に母親からの移行抗体が切れて、ワクチンを打つまでの間、これを中心に発生が散発的に続いており、直近ですと2月の90例目、栃木における発生ということになっているところです。

一方で、豚熱が九州において昨年の8月末に佐賀で発生したところですが、その後、年末にかけて飼養豚へのワクチンの初回接種が年末までに九州全域で終わったという形で、迅速にワクチン接種を進めていただきまして、そのかいもあってそれ以降九州での発生はない。また、サーベイランスも精力的にやっていただきましたが、九州において野生イノシシで陽性例は現時点で見つかっていないという状況です。

豚熱の発生については以上になります。

2 ページ目は、イノシシの発生の状況です。この図はちょっと分かりにくいところがありますが、説明しますと、濃い赤の部分、それから斜線があるけど赤が濃い部分というのが、これが飼養豚で発生した県、先ほど言った20都県でございます。

斜線になっているのは令和5年度以降に発生がない、最初発生していたけれども発生がそれ以降ないというところで、直近のものは栃木の90例目ですので、一番新しく印が赤に変わったのが佐賀の昨年の8月ということになります。

オレンジ色につきましては、これは野生イノシシの発生源が先ほどの赤い部分に加えて、沖縄を除くのですが、橙色が野生イノシシの陽性県で35都府県ということになっています。直近の色が変わって新しく橙色になったのは岡山でございます。

それに加えて、黄色い部分、これは豚熱の発生は見えていない。陽性例は見つかっていませんが、ワクチンを打っている地域ということになります。黄色は近隣県での発生、それから野生イノシシの発生状況等を踏まえて、ワクチン接種推奨地域に指定されて、ワクチンを接種しているということで、北海道を除く全ての都府県においてワクチン接種を行い、黄色が発生はないけれども接種しているという状況でございます。

次のページが、分割管理でございます。

36.9万頭ということで、トータルの殺処分を行ったところですが、その殺処分の影響を緩和するということで、これは鳥を中心にして、農場分割ということを技術的に検討し、その検討結果にしたがって、マニュアルを作って取組をされる生産者の方の応援をさせていただいたところです。

マニュアルにつきましては、昨年、発表、公表したところですが、メインのターゲットとして鳥だったということで、豚についてもこの分割管理を取り組んでいく上で鳥と違う点を踏まえたマニュアルの修正が必要だろうということで、技術的検討を行いまして、養豚場においても使えるマニュアルにして、これから年度末、今月末に公表する予定としておりますけれども、豚についても養豚農家さんについても分割管理に取り組めるようなマニュアルを公表して御支援していきたいと思っていますところ。

次のページが、養豚場における分割管理のイメージです。養豚場はいろいろな飼養形態がございますので、その飼養形態に応じてどのようなパターン、いろいろなパターンの分け方について、どのようにやるのがいいかということで、これもマニュアルの中で示しながらより取り組みやすいように生産者の皆さんに御利用していただければというふうに思っています。

次が、アフリカ豚熱でございます。

アフリカ豚熱につきましては、2018年8月に中国に入って以降、アジアに瞬く間に広がってきたというところでございます。

その中でも特に憂慮すべきなのは韓国でございます。昨年の年末12月以来、特に韓国の中でも日本への定期航路がある釜山において、昨年12月からイノシシでの発生が拡大してきていて、特に、先ほど安岡局長の挨拶の中でも触れましたけれども、フェリー埠頭の裏山で継続的に見つかるということで、日本への侵入のリスクがこれまでになく高い状況ということです。

もちろんほかの国についてもそこにありますとおり、ウイルスの感染の痕跡と言われる遺伝子が見つかるもの、あるいは感染性を有したウイルスというものが取れたソーセージ、こういったものが水際の違反品の中から見つかっているという状況ですので、韓国だけではないのですけれども、日本への侵入リスクが非常に高い状態にあるというところでございます。

次、お願いします。

そのアフリカ豚熱を侵入させないための対策ということで、大きく3か所に分かれると

と思いますが、海外において出国前に日本に持ち込ませない対策、それから水際において国内に侵入させない対策、そして万一国内に入ったとしても、野生のイノシシやそれから農場でまん延していかないための対策、という三つで守っていくのが重要かというふうに考えております。

出国前では旅行者への注意喚起等ということです。それから、水際においては家畜防疫官、検疫探知犬を使った輸入検査、そして消毒といったこと。そして、国内対策では農場においては飼養衛生管理の徹底、そして野生イノシシに関しては旅行者等が野生イノシシにウイルスを持ち込まないように旅行者等への周知徹底、消毒、持ってくる靴や自転車等、こういったものの消毒、持ってきた違反品の畜産物、それを万一持ち込んだとしても、野生イノシシに接触させないように、野外のごみ箱を設置するという、そういった対策により野生イノシシに広がらないようにすることが対策となります。

具体的にもう少し突っ込んで御説明しますと、7ページを御覧いただきたいのですが、持ち込ませない対策として、注意喚起なのですがいろいろなツールを使っての注意喚起ということになります。

特に、先ほど触れた韓国の釜山からフェリーで、あるいは高速船を使って人がやってきますので、そういった方をターゲットにする注意喚起の中で、いろいろなツールを使います。

例えば、二つ目のポツにありますように、日本に観光に訪れる韓国の観光客の方がよく御覧になるブログを書いているブロガー、この方をお願いをして韓国語で発信をしてもらうということで、畜産物持ち込みの禁止、あるいは靴や自転車の泥を落とすといったことの情報発信をしていただく。

それから、定期旅客船が就航する港においては、車両や自転車の消毒を行うということです。

それから、野生イノシシに感染させないために、韓国人旅行者が立ち寄りそうな場所などを特定して、先ほど言ったごみ箱を設置するとか、ポスターを掲示して注意喚起をするといった侵入防止の注意喚起対策を新たに実施。そして、もう一つは野生イノシシが侵入した場合に備えた初動対応の体制の構築ということで、基本方針の公表ということでこれは現在案の状態で公表しておりますが、今月末までに基本方針、成案として公表したいと考えておりますが、そういった公表、それに加えて、死体の適切な処理に必要な資材の備蓄、それから防疫演習、こういったことによって野生イノシシでのまん延を防止するため

の初動の体制を構築する。

農場におきましては、もちろんふだんからお願いしているところではございますが、特に野生動物の侵入防止対策など農場における飼養管理を更に徹底していただくといったことをやっていこうと思っております。

次、お願いします。

更に具体的な対策として、韓国の旅行客をターゲットとした対策ですが、港湾の施設においては韓国から来るフェリーの車両や靴底の消毒を行うとともに、乗船前に車両を洗浄していただくようなお願いを、これを港湾関係者、フェリー会社に対して協力を要請しているところです。

また、韓国では冬期間にゴルフ場が閉鎖されて、その間に日本に観光と合わせてゴルフをするということで、ゴルフツアー客が団体で来られるという状況がございます。

下の写真にありますようにこれは鹿児島空港なのですが、チャーター機いっぱいゴルフ客が乗ってくるという状況で、靴底、ゴルフシューズの消毒、それから畜産物等を持ち込まない、口頭質問、探知犬の検査、こういったことを行って、ゴルフ客がイノシシが出るようなところに行かれるので、そういった方々にしっかりと対策をとっていただくということをやり、またゴルフ場についても協力をお願いしております。

日本、特に九州には11か所、韓国人の経営するゴルフ場がございます。そこについて動物検疫所と農政局が協力してお願いに回って、11か所全部協力要請をしてきました。ゴルフ場の方は非常に協力的に対応していただきまして、ポスターを設置するとか、そういったことをやっていたいただいているところです。

次、以下は参考資料になります。

アフリカ豚熱については水際でしっかりと対策することによって侵入防止を引き続き図っていきたいと考えております。

以上でございます。

○津田委員長 ありがとうございます。

それではこれまで事務局からありました説明について、委員の皆様から御意見、御質問がありましたら、お願いしたいと思えます。

どなたかございますか。ウェブの方からもあれば、手を挙げていただければと思えます。

それでは、ないようですので、議事に入っていきたいと思えます。

それでは、議事の1番目、米国におけるアフリカ豚熱発生時のゾーニング適用に係るリ

スク評価について、事務局の方から説明をお願いいたします。

○松尾国際衛生対策室長 国際衛生室の室長の松尾でございます。

私の方から議事１、米国におけるアフリカ豚熱発生時のゾーニング適用に係るリスク評価について、説明させていただきます。

資料については、資料２－１を使用しますので、お手元に置いてください。

まず、今回の諮問に当たってでございますけれども、米国においては家畜豚、野生イノシシのいずれにおいてもASFの発生は現在確認されておりません。

一方で、発生に備えてあらかじめゾーニング適用に関する協議は始めてございますので、この点につきまして、昨年12月に家畜衛生部会に諮問させていただいて、今回牛豚等疾病小委員会において御議論していただくという流れになってございます。

まず、お手元に、資料２－１の１ページ目でございます。

Iの背景でございますけれども、背景の２、2021年２月に米国当局より米国でASFが発生した際に、豚の生体、豚肉及び豚肉加工品の輸出を継続できるようASFのゾーニング適用に係る要請があった、という記載がございます。

それから、背景の３でございますけれども、本リスク評価の対象を示しておりまして、米国のうち現在輸入が認められている地域において、ASFが発生した際にゾーニングを適用して米国産の豚の生体、豚肉及び豚肉加工品の輸入を継続した場合のASFの我が国への侵入リスクをリスク評価の対象とする。ということにしております。

現在、輸入が認められている地域と申しますのは、米国本土、ハワイ諸島及びグアム島でございます。

続きまして、IIの評価事項でございます。

まず１番目、獣医当局でございます。米国の獣医組織体制としましては、米国農務省、以下USDAと申しますが、その下部組織である動植物検疫局、APHISが家畜衛生や植物防疫を所管しております。

USDAでは州や主要空海港、プエルトリコ、米国領に地域事務所を有しております。地域事務所の獣医官、以下AVICと申し上げますが、ここが疾病発生時に防疫措置の総括や連邦と州の連絡調整、平時においては管轄州におけるトレーサビリティ、家畜衛生プログラム等の指揮・監督を担当しております。

下の段でございますけれども、州政府も獣医当局を有してございまして、ASF、アフリカ豚熱等の海外家畜伝染病、以下FADと表現で出てきますが、海外家畜伝染病のこと

でございますが、発生時には連邦政府指揮の下、防疫措置を講じるという形で体制を組んでおります。

2 ページ目でございます。

A P H I S は、公的な業務に従事させるため訓練を受けた民間獣医師を認定獣医師として指定する制度を持っております。米国内の 8 割以上の獣医師が認定獣医師として認定されております。

それから、(2) 法制度でございます。

法制度に関しましては、家畜衛生保護法及び連邦規則により重要家畜伝染病発生時の通報義務、家畜伝染性疾病に対する具体的な防疫対策、疾病発生時の対応、輸出入検疫、殺処分した動物等に対する補償、罰則状況が規定されております。

2、一般状況のうち(1) 家畜豚の飼養状況、衛生管理に移ります。

米国内の豚の飼養頭数は約7,446万頭でございまして、米国の豚飼養頭数と豚肉生産量の97%以上、農場数ベースでは約15%が1,000頭以上の豚を飼育する養豚事業者において飼養又は生産されております。

米国の大規模農場における豚の生産システムは、繁殖農場、育成農場、肥育農場といった飼育段階ごとに複数の生産拠点からなるmulti-site生産が特徴であり、飼育段階に応じて生産拠点間を豚が移動しており、同一経営であっても系列農場の一部が州をまたいで存在する場合がございます。

2 番目のパラでございますが、商用農場におけるバイオセキュリティに関してはA P H I S は、平時及び疾病発生時の対応を規定したガイドラインを作成しております。平時のガイドラインに遵守義務はございません。バイオセキュリティ計画の作成・実行は農場の責任とされております。疾病発生時に制限区域内の農場から豚を移動する為には、連邦が定めるバイオセキュリティ基準を満たすことが義務となっております。

なお、豚への未加熱の残飯の給与については、豚衛生保護法により連邦レベルで禁止されており、州によっては加熱済みであっても残飯の給与が禁止されています。

3 ページ目に入りますが、2020年より連邦政府は農場のバイオセキュリティ認証を含む、豚健康改善計画、U S S H I P のパイロットプログラムの運用を開始しております。

本プログラムは他にトレーサビリティの認証や、C S F 及びA S F のモニタリングも含まれております。バイオセキュリティに関する要件については、プログラム参加時に州政府による調査が行われ、商用農場については追加要件として疾病発生に備えたバイオセキ

ユリティプランの作成、それから認定獣医師との契約が必要という形になってございます。

3 ページ目の（2）豚のトレーサビリティ制度でございます。

2013年3月、連邦政府は家畜の疾病管理を目的としたトレーサビリティシステムを導入しています。本規則では州を越えて移動する豚は公的システムにより識別され、獣医師が発行する検査証明書等の添付が義務付けられております。これらの書類の写しは仕出州と仕向州の双方に提出されます。

同じ項目の2パラ目でございます。

米国には農場登録義務はございませんが、州を越えて豚を移動する際、及びと畜場への出荷の際にはAPHISが管理する施設識別番号、PIN、今後もまたPINと申し上げますが、が必要となってございます。

これらに該当する取引を行わない農場については、PINの取得の義務はなく、州下の農場の把握は州政府の管理に任されてございます。連邦政府は州政府にPINを含めた農場データベースを作成することを強く推奨しております。また、連邦が掲げるトレーサビリティの強化目標達成のロードマップを州政府からAVICに提出させ、州における取組状況を監督しております。

（3）と畜場、食肉加工処理施設でございます。

と畜場には、連邦の食品安全当局である食品安全検査局、FSISによる認可を受けたFSIS認可施設と、州当局による認可を受けた州認可施設がございます。州認可施設では自家消費用のと畜のみが認められ、販売、流通されることはございません。そのため、と畜頭数の大半はFSIS認可施設でと畜されています。

4 ページに移ります。2パラ目になります。

と畜前後の検査は、連邦規則に従ってFSIS検査官が実施いたします。異状を呈した動物を発見した際には、FSIS獣医官が検査を行い、その結果、ASFを含む海外家畜伝染病に罹患している可能性があると判断された場合には、直ちに所管する州政府の獣医当局に通報する義務がございます。

3 番目のパラグラフでございます。

事業者は搬入する動物をPINタグで識別すること、及び当該動物に関する記録をFSIS検査官に提出することが連邦規則で義務付けられております。FSIS検査官は合格頭数等のと畜検査結果と共に農場情報や動物情報をFSISが管理する公衆衛生情報システムに登録を行います。万一、米国内の農場でASFが発生した場合でも、当該発生農場

及び疫学関連農場に由来する豚肉が含まれる可能性のある製品とロットの範囲を迅速に特定することが可能となっております。

4 ページの（４）野生豚の管理・生息状況でございます。

米国において、野生豚は、「囲いの中で管理されていない自由に徘徊している豚」と定義され、農場から逃げた豚、野生イノシシが野生豚の定義に含まれています。米国に生息する野生豚の個体数は600万頭以上と推定されておりまして、少なくとも38の州と三つの米国領で生息が確認されています。

2 パラ目です。2014年より全米における野生豚の個体数削減措置が講じられており、一部の州においては野生豚の撲滅や生息数の削減に成功しております。A P H I Sは州の野生動物当局が収集した分布情報に基づいて全米野生豚マッピングシステムを用いて野生豚の分布図を作成してございます。これは参考資料5の15ページの方に掲載してございます。後ほど御覧に、日本と同じようなこういうシステム、日本にもシステムがございすけれども、こういういったシステムで管理しているということでございます。

5 ページに戻っていただきます。国境検疫措置でございます。

生体及び遺伝資源の輸入検疫は主に獣医局であるV Sが担当し、畜産物及び副産物は税関・国境警備局、C B Pが担当しています。

輸入される生体豚は仕出国において90日間の出国検疫を受けた後、入境地の検疫ポイントで健康状態及び輸出国政府が発行する健康証明書等の必要書類の確認を行い、問題がなければ事前に許可を受けた着地検疫施設において30日間以上隔離されます。

2 パラ目ですが、畜産物等の輸入検疫は、国境の検疫ポイントで、V SとC B Pが協力して目視及び書類検査が実施され、その後F S I Sによる書類検査が実施されてございます。

5 ページの下の方、4 番目、A S F 診断機能・サーベイランスでございます。

A S F の診断においてはまずウイルスの遺伝子検査、P C R法が用いられておりまして、臨床症状が認められる場合にはシーケンス解析と併せて確定診断されています。米国においてA S Fの確定診断は、ナショナルリファレンスラボラトリーである海外家畜伝染病診断研究所、F A D D Lが実施してございます。

2 パラ目です。A S Fのサーベイランスは州及び大学の研究所で構成される全国家畜衛生研究所ネットワーク、N A H L NでP C R検査が実施されております。

アクティブサーベイランスは、4 種類の枠組みがございす。一つ目として何らかの異

常により病性鑑定された家畜豚、二つ目は屠畜場において病気又は死亡した家畜豚、三つ目がASF侵入リスクが高い農場で飼養されている家畜豚、四つ目は個体数削減措置で駆除した健康な野生豚に対して実施されてございます。

6 ページでございます。5. 国内防疫措置でございます。

(1) 家畜豚におけるASF発生時の対応ということでございます。ASFを疑う動物を発見した際の通報体制や対応等については連邦政府が作成したASF対応計画に規定されてございます。

2 パラ目ですが、家畜豚でASFを疑う症状が認められた際には、施設の規模や商用・非商用の別を問わず、それを発見した飼養者、民間獣医師、研究者、これらの人たちは州政府の獣医官に通報することを強く推奨されております。

認定獣医師につきましては、家畜衛生保護法により、ASFをはじめとしたFAD、海外疾病ですが、の通報義務が課されています。

4 パラ目でございます。

陽性が確定した時点でUSDA長官は、国内の全ての豚及び野生豚とその死体について、最低72時間の全土移動停止措置を実施いたします。その期間中に全国的な農場バイオセキュリティの強化、パッシブ及びアクティブサーベイランスの強化、輸出禁止措置等を講じることになってございます。

6 ページ、5 パラ目、最後のパラですが、発生農場の豚は速やかに殺処分し、初発確認後12時間以内に、発生農場の周囲最低5キロメートルにコントロールエリア、そこから最低5から10キロメートルの範囲にサーベイランスゾーンを設定して、コントロールエリア内の感受性動物とその畜産物及び遺伝資源について移動禁止措置を実施いたします。

コントロールエリア内の農場から豚を移動するためには連邦の定めるバイオセキュリティ基準、野生豚を含む外部環境からの農場の隔離強化等を満たしていること、及び移動前の隔離期間中の検査が陰性であることを当局が確認の上、発行される移動許可を取得することが必要になります。殺処分された豚やその処分の費用は連邦政府からの補償の対象という形になってございます。

7 ページに移ります。(2) でございます。

野生豚におけるASF発生時の対応です。

家畜豚で発生した場合と同様に最低5キロメートルにコントロールエリア、それから最低5から10キロメートルの範囲にサーベイランスゾーンの制限区域が設定され、区域内か

らの豚生体、それから畜産物等の移動が制限されます。

ただし、野生豚の発生時での制限区域の範囲は、自然や人工的な障壁の有無、集中的なサーベイランス、野生動物の専門家による集団内の感染範囲調査の結果に応じて適切に設定されることとなっております。制限区域内の野生豚は、A P H I Sの野生動物局、W Sの職員により搜索・捕獲し検査に供されて死体は適切に処理されるという形になってございます。

7 ページの 6. カリブ地域での A S F 発生に伴う対応でございます。

2021年7月にドミニカ共和国で、同年9月にはハイチでA S Fの発生が確認されました。これを受けてU S D Aは米国へのA S F侵入防止措置の強化策として、W O A Hのコードに基づいてカリブ海地域に位置する米国領プエルトリコ自治連邦区、以下P Rと申しますが、及びヴァージンアイランド、以下V Iと申しますが、を米国本土から分離した管理地域として設定しております。

これにより、同年9月17日以降、P R及びV I 地域から本土への豚生体、豚肉製品の移動が禁止されました。P R及びV I の空海港では国内線に搭乗する全ての旅客にはX線や探知犬による手荷物検査が実施されておまして、豚肉製品の所持が確認された場合には、没収され焼却処分されるということになってございます。

また、P R及びV I においては、サーベイランスや農場立入検査の強化、野生豚の撲滅措置が実施されております。さらに、ドミニカ共和国やハイチからの不法移民が船舶で上陸し、その際に豚肉製品を持ち込むことがあるため、V Sは上陸船を検査し豚肉製品を押収するとともに、上陸地点の周囲3キロメートル圏内の農場を監視下に置き、立入検査を実施しております。

なお、日本は家畜伝染病予防法施行規則43条において、アメリカ合衆国は、豚、豚肉等の輸入禁止地域と定めており、P R及びV I からの輸入は従前より禁止されているため、仮にこの地域でA S Fの発生が確認された場合でも、アメリカ本土、ハワイ諸島及びグアム島からの豚肉等の輸入は継続されることになってございます。

8 ページでございます。

以上の評価事項を踏まえまして、Ⅲのまとめでございます。

総合的な評価の結論の案を記載しました。

まず、1パラ目から順番ですが、獣医組織体制としては、米国では、連邦政府と州政府が連携し、適切な人員や必要な資材の確保を通じてA S F 対応計画に定められた防疫措置

を実施する体制が整備されているというふうに考えられます。

3パラ目、米国には農場登録義務はなく、州を越えて豚を移動する際、及び屠畜場に出荷する際にはP I Nが必要となっています。これらに該当する取引を行わない農場については、P I Nの取得の義務はなく、州下の農場の把握については州政府の管理に任されています。

3パラ目ですが、連邦政府は州政府にP I Nを含めた農場データベースを作成することを強く推奨しておりまして、連邦が掲げるトレーサビリティの強化目標達成へのロードマップをA V I Cに提出させるなど州における取組状況を監督しています。

4パラ目です。

また、豚肉についても由来農場のP I NからA S F発生農場及び疫学関連農場に由来する豚の肉が含まれる可能性のある製品とロットの範囲を迅速に特定することが可能となっております。

米国では、未加熱の残飯給与については法的に規制されており飼料を介したA S Fの侵入防止対策が取られておりますが、平時において農場のバイオセキュリティガイドラインへの遵守義務が課されていないことから、必ずしも全ての商用農場で一定の水準でバイオセキュリティが確保されているとは言えないと考えられます。

一方、疾病発生時には、制限区域内の農場から豚を移動するためには連邦の定めるバイオセキュリティ基準を満たす必要があり、農場間の伝播リスクは適切にコントロールされる体制があるというふうに考えてございます。

8ページの下の方、6パラ目ですが、野生豚については、連邦政府の管理プログラムの下で州政府と連携しながら計画的な駆除が行われており、一部の州においては個体数削減又は撲滅に成功しています。

また、野生豚を対象としたA S Fを含む重要海外悪性伝染病の検査を連邦政府が行うなど一定の監視体制があると考えられます。

7パラ目、A S Fを摘発するための家畜豚及び野生豚を対象としたサーベイランス体制が構築されておりまして、早期摘発や発生時の診断のためのシステムが整備されていると考えられます。

発生時の措置については、連邦政府の指揮の下、発生農場における殺処分、72時間の全土移動停止、制限区域の設定、疫学調査の実施及び物品の移動制限等の防疫措置が迅速に講じられるように対応計画が作成、更新されており、その内容は妥当であると考えてござ

います。

8 ページのほぼ下の方ですけれども、ただし、米国において、農場データベースの構築状況等が州により異なる可能性があることに加え、米国においてこれまでにASFが発生していないため、実際に発生した際に講じられる防疫措置について、詳細な情報提供を求める必要があるというふうに考えてございます。

9 ページ目でございますが、以上のことから、米国ではASFの発生を早期に摘発し、適切な防疫措置を実施するために必要な体制が確保されていると考えています。また、仮に、日本側が指定する地域又は農場に由来する製品のみを日本向け輸出製品として識別、管理する等の上乗せ措置を要求する場合、これらの要求に対応可能な体制が備わっていると考えられます。

一方で、ASF発生時に実施される野生豚での発生地域における農場への侵入防止対策、それから制限区域からの移動制限、こうした具体的な防疫措置の実効性については不確実性が残っております。また、同一経営の関連農場が多くあり、その一部が州をまたいで存在する可能性があることにも留意が必要となっております。

このため、ASFが発生した際に、農林水産省はその発生事案に対して実際に講じられた防疫措置等の内容に関する情報の提供を受け、その実効性及び家畜衛生条件への遵守状況を確認した上で、当該発生事案を勘案した地域主義適用の可否について判断する必要があることに留意すべきであると考えてございます。

こうしたリスク評価の原案を基にいたしまして、この小委員会で御審議を頂けたらと思っております。

可能でありましたら、続いて、昨年12月22日の家畜衛生部会で頂いた御質問、御意見に対して、回答を御説明したいのですが、よろしいでしょうか。

○津田委員長 続けてお願いします。

○松尾国際衛生対策室長 続きまして、昨年12月22日の第65回家畜衛生部会で頂いた質問や御指摘に対するアメリカ側の回答について説明します。

使う資料は資料2－3でございます。お手元に御用意ください。

こちらは非公表の資料になりますため、委員の先生及びオブザーバーの先生限りで配付してございます。

まず、この資料の1 ページ目の1、農場のバイオセキュリティの強化についてでございます。

米国では過去にP E Dの大規模な発生がありましたが、その経験を現在の疾病管理にどのように生かしているかということが御質問でございました。

まず、1 ポツ目でございますけれども、米国におけるP E Dの概要について御紹介しますと、米国では2013年5月にP E Dの発生が確認され、その後発生が急速に拡大し、2014年3月初旬には27州で合計4,458件の発生が確認されました。

2 ポツ目ですが、発生の拡大を受けまして、2014年春に米国農務省、U S D Aは調査チームを結成し、米国へのウイルスの侵入経路について評価を行ってございます。

結果、4 ポツ目です。ウイルスに汚染されたフレコンバックの内容物により製造された飼料が国内を広範囲に流通したことで、米国内で広く汚染が拡大した可能性が高いと考えられてございます。

これを受けまして、7 ポツ目ですけれども、2015年にFood Safety Modernization Actという法律によりまして、食品事業者には飼料の輸送車両や輸送用の資材を洗浄すること、ということが課されるようになってございます。

それから、2 ページ目、②発生時の対応ということでございます。

まず、1 ポツ目ですが、P E Dの発生後の2014年7月、U S D AがP E Dを含む豚のコロナウイルス感染症が確認された農場を対象としまして、ウイルスのまん延防止のためのバイオセキュリティプロトコルを含む農場管理計画作成を促すガイドラインを発行してございます。

この対応については、4 ポツ目ですけれども、連邦政府は農場の必要経費を補償し、モニタリング検査は国費で負担したということでございます。

次、同じ2 ページ目③非動物由来飼料原料により豚のウイルス性疾患の伝播に関する評価でございます。

先ほど説明した北米で流行したP E Dは、近年の中国やE UにおけるA S Fの発生を受けまして、汚染された非動物由来飼料原料により病原体が米国に持ち込まれる懸念が高まったことからU S D Aは非動物由来成分の飼料による伝染病の侵入についてリスク評価を行ってございます。

その結果でございますが、3 ページ、文献レビューの概要というところを御覧ください。

まず、文献レビューの概要、1 ポツ目でございますけれども、評価の中では非動物由来の飼料について伝染病の侵入リスクの評価を行うための科学的な知見が十分ではない。飼料を介したウイルス伝播について引き続き検討が必要というふうに記載されてございます。

それから、ワクチンが存在しない疾病の侵入、3パラ目でございます。こうした侵入やまん延防止については強固なバイオセキュリティ対策が唯一の方法となることから、バイオセキュリティ戦略や生産資材の移動については、現在の養豚業界の実態に合わせて再評価すべきであるというように記載されてございます。

それから、④豚健康改善計画、先ほどUS SHIPという形でリスク評価案の御紹介の際にお話ししましたものでございます。

まず、1ポツ目ですが、US SHIPは豚関連施設におけるASF及びCSFのモニタリング、トレーサビリティ、バイオセキュリティの認証を行うことにより疾病侵入リスクを低減することや発生時における速やかなビジネスの再開を目的に設立されてございます。

2ポツ目ですが、US SHIPの立ち上げには、PEDの発生の経験から疾病の早期発見が他国との防疫において重要であることも考慮され、州内移動を含むトレーサビリティを確保するため、連邦及び州当局に迅速に移動情報を提供するトレーサビリティシステムにより管理されているという内容が、これは4ページの方でございすけれども、上から四つ目のポツに書かれてございます。

なお、またUS SHIPの状況でございすが、4ページの1ポツ、現在2022年よりパイロットプログラムが開始されておりまして、現在は33州で1万1,000の施設が参加しているということでございます。

4ページ、2というところです。飼養頭数25頭以下の農場が全米農場の戸数の約7割であるということですが、それらの農場のバイオセキュリティレベルを担保するために当局はどのような取組を行っているのかという御質問でございました。

これにつきましては、まず1パラ目でございますが、APHISは、Protect Our Pigs-Fight African Swine Feverというキャンペーンを実施しており、小規模農場及びペット飼養者向けのウェブページにおいてはASFの脅威、感染経路、バイオセキュリティ対策、ASFの代表的な症状と通報についての啓蒙を行ってございます。

2パラ目でございます。

そのほかUSDAは、バイオセキュリティガイドラインの作成、大学等に資金提供を行い、オンラインによる農場バイオセキュリティ計画の作成や評価のためのツールを運用させているということでございます。

3ポツ目です。

州政府はトレーニングの提供や生産者、生産者団体と接する機会を捉えて、バイオセキュリティや早期通報の重要性について啓蒙を行ってございます。

4 ポツ目です。

U S D A は、バックヤード豚やペットの豚を飼育する施設とそのバイオセキュリティ計画の作成や評価を行うための調査を2024年中旬から下旬に計画しておりまして、飼養実態や感染症の伝播リスクに関する知見を得るという予定になってございます。

5 ページに移っていただきたいと思います。

通報体制についての御質問もございました。

まずその1 番目です。飼養者に通報義務がないとのことだが、管理獣医師がいない小規模農場も存在すると思われる。このような農場からの早期通報を担保するためにどのような取組を行っているかということでございました。

まず、1 ポツ目でございます。

米国では連邦及び州政府の職員、大学の専門家等が小規模農場の生産者と接する機会を捉えて、通報の重要性について啓発しているということでございます。

それから、2 ポツ目でございます。

アイオワ州等の養豚が盛んな一部の州においては州法によりまして飼養者に通報義務が課されているという状況でございます。

それから、6 ページに移っていただきます。

もう一つ、関連の質問として2 でございます。通報を飼養者が怠っても罰則がないとのことだが、殺処分の保証金や民間保険会社による保険金の減額や民事訴訟による賠償金の請求事例はないのかという御質問でございました。

これについては通報を怠ったことによる民事訴訟の事例はないということでございます。

2 ポツ目ですが、A S F の確定診断がされる前に死亡した動物はA S F による殺処分にかかる補償金の支払い対象とはならないということになってございますので、通報が遅延することで保証金が減額となるものの、通報を怠ったことによるペナルティは存在しないということでございます。

続きまして、3 番目、サーベイランスに関する御質問でございます。

1 番目、アクティブサーベイランスの目標数の設定の根拠でございます。

これについては、先ほどまで御覧いただいた評価書概要でも一部説明させていただきましたけれども、アクティブサーベイランスについてはU S D A は目標サンプル数を設定し

てございます。この目標サンプル数を基に米国が検出可能な有病率を計算したものが7ページを見ていただきたいのですが、右側に表がございます。その中で検出可能な有病率という形で示させていただいております。

ただ、実際にはリスクベースで目標サンプル数を州に割り当てているということでございます。

例えば、南部の野生豚が多く生息する州の目標サンプル数というのはどうしても多くなりまして、野生豚が多いところは多くなりまして、北部の野生豚の生息数が少ない州では目標サンプル数は少なく設定してございます。このことから各州で検出可能な有病率というのは変わってくるということでございます。

続きまして、7ページの下の方に、2番というもう一つの質問でございます。

2022年には76件の通報に基づくASF検査が実施されていますが、死亡しかつASFを疑う野生豚の検査実績はこれに含まれるかという御質問でございました。

これについてはそのとおりでございまして、ASFと疑う野生豚が確認された場合には、FAD調査が実施されます。これまでに2022年と2023年にそれぞれ2件、野生豚についてFAD調査が実施されているということでございます。

それから、最後です。質問は8ページ目でございます。

ペットの豚に関する御質問でございました。ペットの豚から家畜豚、野生豚からペットの豚への感染の対策はどのように行っているのか。またペットの豚の飼養実態を当局は把握しているのかという御質問でございました。

ペットとして飼われている豚については、APHISは把握していないということでございます。しかし、ペットの豚、バックヤードの豚を飼育する施設というと、そのバイオセキュリティを評価するための調査を2024年中旬から下旬に計画してございまして、飼養実態や感染症の伝播リスクに関する知見を得る予定というふうに聞いてございます。

以上で、事務局からの説明となります。

○津田委員長 ありがとうございます。

リスク評価報告書の概要、それから家畜衛生部会での質問に対するアメリカ側の回答ということで御説明していただきました。

これにつきまして、委員の皆様から御意見、御質問がありましたらお願いします。

佐藤委員、どうぞ。

○佐藤委員 どうもありがとうございます。事前にもちょっと中島課長補佐からお伺い

しているところでもあります。ちょっと細かいところですが、もしも分かったら教えてください。

診断のところで、資料2-1の6ページのところに、下の方、初発確認後12時間以内とか、その上には最低72時間とか書いてあるのですが、この診断自体は前ページにあるF A D D Lが実施する、確定診断はここがやるということ、ここは、先日伺ったところプラムアイランドにあるということで、サンプルはフェデックスで送るということなのですが、日本だと翌日届いたりしますが、この運ばれる時間とかを考えて、12時間というのは確定診断から12時間、そういったことなのでしょうか。

もしも分かれば結構なのですが、本当にこんな時間が設定できるのかなと、少し思いました。

○中島課長補佐 御質問いただきありがとうございます。

実際に診断にどれぐらい時間がかかるかということで、米国は確定診断に何時間という目標は実際は定められておりません。先生がおっしゃいますように、米国は広いので、サンプルを輸送する時間というのがまちまちだからだろうと考えられます。初発確認後というのは確定診断後になります。

○佐藤委員 ありがとうございます。

○津田委員長 よろしいですか。ほかにございますか。ウェブからもお願いします。

○事務局 ウェブは今のところありません。

○津田委員長 こちら会場の方で、ございますか。

國保委員、どうぞ。

○國保委員 國保です。

私はリスク評価に参加している者なので、ちょっと聞くのもおこがましいですけども、今の御説明の中に、空港での検疫、チェックの話があまりなかったと思っていて、これは私もいつもどうなっているのか不思議に思っているところですが、実際に各国からアメリカに飛んでくる直行便というものはたくさんあるのではないかと思うんですけども、豚の肉の検出、検挙がされている例だとか、あるいはその中にもしあればアフリカ豚熱、そういったその他関連するような病気の診断なり検出なりをやってみたという例はこれまであるのでしょうか。

○中島課長補佐 國保先生、御質問ありがとうございます。

これまでに米国、手荷物等で検出された豚肉製品から実際にA S Fが検出されたことが

あるかという御質問だと思いますけれども、申し訳ございません、私どもその陽性例があったかということについて現在データは持っていないところでございます。

水際検疫で実際に何がされているかについては空港も行っておりますけれども、手荷物検査等で豚肉製品が見つかった場合にはその場で罰金を課せるとか、そういったようなシステムはございますが、その後検査に回しているか、陽性例があったかについては米国側に確認を取らせていただきたいと思います。

○沖田動物衛生課長 補足で、先生方に配っている非公表の資料2-2、ウイルスの分離検査とかそういうことはやってないですけれども、水際で旅客の荷物の検査をやっているかというのは64ページから65ページにかけて調査してきたものについての報告をしておりますので、そちらを見ていただければと思います。基本的に日本と同じように検疫探知犬によつての検査、あるいはX線を活用した検査等も実施しているということでございます。補足です。

○津田委員長 よろしいですか、國保委員。

○國保委員 ありがとうございます。海外から入ってくるとすれば飛行機かなと思っているものですから、その辺り気になったもので、ありがとうございます。

○津田委員長 ほかにございますか。

日高オブザーバー、どうぞ。

○日高オブザーバー アメリカでは25頭以下の農場ということで区別されているようです。この25頭以下という基準は何なのか、それとこの25頭以下の農場はどういうふうにして豚を導入しているのか、自分のところで産ませているのか、それともそういう市場がありますよね。そこで買ってくるのかということです。

それと、もしカナダで発生した場合のアメリカの対応はどういうふうになっているのか、野生豚の行動範囲はどのくらいなのか。それによってそのコントロールと発生したときの範囲というのが変わってくるのではないかなと思って、どのくらいの野生豚の行動範囲があるのかということです。

それと先ほど言った、2の資料の28ページ、ここにPBA、あとLOSというのがあるのですが、ここのバイオセキュリティの区分のやり方というのはどう違うのかというのが、結局日本みたいにフェンスで覆って云々ではないですよね、基本的に。ですからこれも含めて発生したときにバイオセキュリティで云々とあるけど、その中に例えば周りを囲うとかそういう項目もバイオセキュリティの中にあるのかどうかということです。そこを考え

ているのかどうかということ。

それと家畜市場、24ページです。家畜市場があるということなのですから、この家畜市場と集荷センターが全米に1,265か所あるということですが、これはどういうことなのか教えていただきたいと思います。

○津田委員長 大丈夫ですか。

○中島課長補佐 1番目から回答させていただきます。御質問頂き、ありがとうございます。

まず、25頭以下の農場がどういった農場であるかという御質問だったかと思います。アメリカでは収入が25万ドル以下、日本円で言えば3,000万円くらいですが、そういった農場を小規模農場と定義されておりまして、多くは家族経営で経営されているような農場で、この小規模農場に該当する農場だと思われます。

次に、主にどこで動物を買ってくるかという、大規模農場は一般的に家畜市場は使っていないそうなのですが、小規模農場の場合は家畜市場を使って、そこから動物を買うことが多いという情報を得ています。

続きまして、カナダで発生した際のアメリカの対応かと思いますが、アメリカとカナダはA S F以外も含めまして、疾病が発生したときのゾーニング協定というのを締結しております。

まず、家畜豚で発生した際にはゾーニングを適用するというふうになっておりまして、清浄地域からの輸入は継続できるようになっております。ただし継続できる期間、いつからゾーニングを適用できるかについては、輸入国側が発生状況を勘案した上で判断できるようになっておりまして、例えばカナダ側でA S Fが発生している場合にはアメリカ側が現地に赴いてカナダの状況を確認し、その後ゾーニングを適用することは可能と判断することができるというふうになっております。

続きまして、野生豚で発生した場合なのですが、野生豚のときには直ちにゾーニングの適用というのは難しくなっておりまして、加熱処理肉だけまず輸入が可能となりまして、その後生体や生鮮肉については段階を経て輸入停止措置を解除するということが決まっております。

続きまして、野生豚の行動範囲ですが、すぐにお答えすることができませんので、S P Sプランのご質問の方を先に回答させていただきたいと思います。

疾病発生時に農場の周りをフェンスで囲むのかとか、そういったことが決まっているか

という御質問だったと思いますけれども、資料2-2の28ページ、上から三つ目の③というところにございますけれども、フェンスというのは必ずしも義務となっておりませんので、ロープですとか標識、道路、フェンスなどそういったもので区分するということが幾つかオプションが提示されているところでございます。

あともう一つ、家畜市場の利用方法についてだったかと思います。

○日高オブザーバー 24ページに書いてありますよね、真ん中くらいに、生体の流通の家畜市場を利用している場合があるということで書いてあるんですけど、一番下に連邦政府公認の家畜市場と集荷センターが1,265か所あると。

○中島課長補佐 ありがとうございます。家畜市場は普通の健康な生体を扱っているところでして、集荷センターというのは、ひねてしまった豚などを集めてきて育てるための専用のセンターであるというふうに聞いております。と畜場で、ほかの豚に比べてサイズが小さいような豚たちを集めてきて育て上げてもう一度売るといようなセンターのことを指していると認識しております。

○日高オブザーバー このセンターが飼うわけですか。

○中島課長補佐 はい、連れてきて肥育をし直します。

野生イノシシの生息範囲ですけれども、資料2-2の159ページにございますが、こちらはASFが拡大していくスピードについての記載になって、先生の御質問に御回答になってないかもしれないですけれども、野生イノシシにウイルスが入ってしまったときには、アメリカでは1か月に0.7から1.5キロメートルで広がっていくとされております。実際の生息範囲が何キロであるかといった回答については持ち合わせてございませぬので、米国側に一般的な米国のイノシシ、野生豚の生息範囲というのを確認させていただきたいと思ひます。

○日高オブザーバー

それともう一つよろしいですか。発生したときには、全米、72時間移動禁止ですよね。

○中島課長補佐 はい、72時間です。

○日高オブザーバー 発生したときに72時間、移動停止するということで、先ほどのページに書いてあったのですが、米国では約1日100万頭の豚が動いているというのがあったのですが、そういう移動の停止を周知する手段もないわけですね。結局、商業用の養豚場にもそうだし、25頭以下の農場もそうだし、発生したというのは国務省か何かが発表するのだろうけれども、100万頭も1日に移動している豚を一斉に止めるというのは大変難

しい話ですよ。そこら辺りはどういうふうにして、アメリカは考えているのかというのが分からないです。

○中島課長補佐 御質問ありがとうございます。72時間移動停止になった際に、実際に道路上にいる動物については目的地まで行くことが可能となっております。

○日高オブザーバー それは分かっています。

○中島課長補佐 その補償などの話であれば、補償などは一切されないことになっております。

○日高オブザーバー 補償じゃなくて、結局そういうふうにして100万頭近い豚が移動しているのをどうやってそういう人たちに知らせる方法をアメリカは考えているのかということです。

A S Fが発生しましたと、アメリカでは72時間移動を止めるわけですよ。商業用、農家も60何%、70%くらいか、把握していないのにどういう手段でそうやって全米の豚を飼っている人たちに駄目ですよって通報することをアメリカはどういうふうにして考えているのかという話をちょっと聞きたいのですが、72時間止めますよという話はすごく素晴らしいことだと思うのですが、把握してないところでどうやって止めることができるのかという話です。それを聞きたいです。

○中島課長補佐 発生時には、農務長官が国家の緊急事態宣言を宣言することになっておりまして、全米で大きく報道などされるかと思います。そして、生産者団体ですとか州の獣医師、そして小さい農場というのは大学の普及員さんという方ととても密に接しているようですけれども、そういった方ですとか、獣医師がいる農場であれば獣医師ですとか、そういったようなチャネルを通じて全ての農家さんに全土停止になっているという情報を届ける予定であるというふうに聞いております。

○津田委員長 よろしいですか。

○日高オブザーバー はい。

○津田委員長 一応アメリカの場合には病気によってもグレードが違うのですよね。例えば口蹄疫やA S Fのように連邦が対応するものと、P E Dのように割と州政府、民間任せといったところ、その辺違うのですか。ランクが、幾つかあるんですか。

○中島課長補佐 先生がおっしゃいますように、F A Dと呼ばれるA S Fや高病原性鳥インフルエンザといった米国に存在しないような病気に関しては連邦政府が対応計画を作って、発生時に殺処分をするなどを決まっております。

P E DやP R R Sといった一般的な病気については特段対応計画というのは定めておりませんでして、殺処分などの義務もなく、連邦からの補償もない、それも防疫措置に関する補償というのにも存在しないというふうになっております。

○津田委員長 よろしいですか。

では、呉オブザーバー、どうぞ。

○呉オブザーバー ありがとうございます。呉です。2点教えてください。

私もアメリカに留学していた経験があったり、アメリカとは情報交換をいつもしているので、アメリカのすごさと大変さを知っているのですが、繁殖農場が例えばノースキャロライナ、サウスキャロライナ、テキサス、オクラホマ、そういうところにスミスフィールドをはじめとした超大手の繁殖農場があって、離乳子豚をコーンベルト、アイオワ、イリノイ、ミネソタまで、数千キロ、毎日移動させているのですね。

なので3日間止めるというのはものすごいなと思いますけれども、コロナのときにと場が止まって、そのときも悲惨な殺処分を随分されたのはよく知っています。なのでそういうことが起こるのだろうなというふうに思っていますが、P E Dのとき、ここに書いてありますけれども、初発はそういう汚染された餌だったということですが、と畜場を介して相当広がったんですよね。アメリカのと畜場のネックは洗車場がないことです。

肥育農場の多くが、棟単位あるいは農場単位の出荷となっていて、費用対効果を考えると農場とと畜場間をピストン輸送することがあります。その際、トラックが洗浄されないという大きなリスクがあって、それによってP E Dが相当広がったというのが報告されています。

例えば繁殖農場で発生した場合、毎日のように子豚が移動されていて、肥育農場あるいはウィーン・トゥー・フィニッシュの農場まで行っちゃうというところが、一回入ったときのリスクはものすごく大きいなというふうに思っているのですが、そこら辺の評価、ここにはと畜場のことが余り載ってなかったのが、そこはすごくネックだなというふうに思っているのですが、と畜場を介して病気を拡大させないための防疫体制というところは見えていたきたいなというふうに思います。

それから、もう1点は、これは豚肉の輸入のことだと思うのですが、豚由来の飼料原料も同様にリスク評価をお願いしたいなというふうに思います。

以上です。

○中島課長補佐 呉先生、コメントありがとうございます。

と畜場については洗車場がなかったというお話を今頂いたかと思います。私たちが訪れたと畜場は、トラックの洗浄は行われておりましたけれども、要件となっていないのではないかという御指摘だったかと思いますので、その辺り、現状がどうなっているのかよく確認を取りたいと思います。

続きまして、非動物性由来原料についてはリスク評価を行っているけれども、動物性血漿タンパク質ですとか、そういったことに対してリスク評価を行っていないのではないか、という御指摘だったかと思います。

P E Dのときに一度豚血漿タンパク質が蔓延の原因として疑われて、その後にカナダの方でそれが否定されたということで、米国がその後リスク評価を、動物性タンパク質の方についてはやってないのが現状かと思いますので、その辺りが今後米国の方でどのように考えているかといったことの確認を取りたいと思います。

○呉オブザーバー お願いします。

○津田委員長 では確認を取るということでよろしいですか。

ほかにございますか。

そうしましたら、議論よろしいですか。幾つか確認事項がありましたが、それについてはちょっと事務局の方で整理していただいて、大きなところではこのリスク評価のところではよろしいということで、取りあえずアメリカの場合にはここに書いてありますように、ある程度そういったものが発生した場合には運用状況を確認しながら検討するというふうな話になると思いますが、よろしいですか。

それでは、米国におけるアフリカ豚熱発生時のゾーニング適用に係るリスク評価については、この委員会としては了承し、今後、確認事項がございますけれども、その後、家畜衛生部会の方に報告したいというふうに思いますけれども、よろしいですか。

ウェブの参加の方、よろしいでしょうか。

では、よろしいということで、本件についてはこの意見等、確認のところを反映させまして、ということで報告したいと思います。

ありがとうございました。

そうしましたら、時間が16時20分ですけれども、16時30分まで休憩したいと思います。

30分から再開します。よろしくお願いします。

午後 4 時 2 2 分 休憩

午後 4 時 3 0 分 再開

○津田委員長 それでは、時間になりましたので続けたいと思います。

最初に、先ほど呉オブザーバーの方から質問にあった豚由来の飼料について、ちょっと回答の方をお願いします。

○中島課長補佐 先ほど御質問を頂き、ありがとうございます。

米国から日本向けに輸出される豚血漿タンパク質に関しては、日本側が米国に条件を課しておりまして、噴霧乾燥機を用いまして、少なくとも80度の加熱処理で噴霧乾燥を行わなければならないというふうに条件を課したものが輸入されておりますので、これを介した疾病侵入リスクというのではないのではないかと考えております。

○呉オブザーバー ありがとうございます。

アフリカ豚熱のウイルスで、それで大丈夫なんですか。コアの温度は十分上昇するのでしょうか。

○沖田動物衛生課長 よろしいでしょうか。

専門家の先生方いらっしゃいますので、國保先生などからも、もしアドバイスあれば頂きたいですが、基本的に血粉の作り方としては、加熱をしてスプレードライで小さく粉々にしていきますので、中心まで80度が十分通って、しかも乾燥するということがありますので、十分だと思っておりますが、國保先生、いかがでしょうか。

○津田委員長 國保委員、コメントございますか。

○國保委員 國保です。

WOAHの規定などでも、今おっしゃられた条件で一応十分な加熱条件だということにうたわれておりますので、今のところそれを否定するものではないかと思えます。

○津田委員長 よろしいですか。

○呉オブザーバー はい。

○津田委員長 飼料については今の血漿タンパク質だけですね。

○中島課長補佐 はい。

○津田委員長 ということだそうです。ありがとうございました。

それでは、よろしいですかね。

それでは、続いて議事の2に移りたいと思います。

豚熱及びアフリカ豚熱に関する特定家畜伝染病防疫指針の一部改正について、事務局の方から説明をお願いします。

○加茂前課長補佐 御説明いたします。動物衛生課の加茂前です。どうぞよろしくお願い

いたします。

資料３－１を御覧いただければと思います。

こちらは、先月、２月20日の家畜衛生部会におきまして、津田委員長から家畜衛生部会に御報告を頂いた資料になります。内容は、１月９日の牛豚疾病小委員会における防疫指針改正の審議概要ということで御説明を頂きました。

資料の審議概要のところを御覧ください。ポイントをかいつまんで御説明させていただきます。

豚熱につきましては主に３点ございまして、１点目が、V字標識の義務付けを削除するという点、２点目が、蛍光抗体法の実施の義務付けを削除するという点、３点目が、いわゆるシャワーイン等の実施時における疑似患畜からの除外規定を追加したという点、アフリカ豚熱につきましては、移動制限の対象項目にイノシシの死体等を追加するという点、２点目が野生イノシシに対する防疫措置の準備について具体化したという点でございました。

資料の２ページ目御覧ください。２の指針案の修正のところでございます。

シャワーインの実施等により、疑似患畜から除外できる措置を留意事項に記載する旨を御回答いただきまして、以上を踏まえて、本案は豚熱及びアフリカ豚熱の疾病の発生予防蔓延防止が確保できるものと考えるという内容で、家畜衛生部会に御報告を頂きました。

留意事項を入れてある指針本体を、次のページから資料に付けてございますので、御覧いただければと思います。

赤字の部分が修正したポイントになりますが、主なポイントとしまして、豚熱の防疫指針のページ数で48ページ、留意事項の47を御覧いただければと思います。

こちらは、先ほど御説明申し上げましたシャワーインの規定の具体的な記載ぶりになってございます。主な柱は三つございまして、一つ目は、本病の感染を否定するという点で、実際に防疫員が豚熱を疑う症状が確認されていないということを確認しなければならないという点です。２点目は、飼養衛生管理基準の遵守が徹底されているということを確認しなければならないという点。３点目が、その他といたしまして、いわゆるシャワーインが行われているということを確認した上で、これらの条件がすべて確認されたものについては、疑似患畜から除外できると整理をしてございます。

アフリカ豚熱の指針にも同じような書きぶりを追加しておりまして、それぞれ規定を満たすものについては疑似患畜から除外するという整理をさせていただいております。

私からの説明は以上です。

○津田委員長 ありがとうございます。

事務局からの今の説明につきまして、皆さんから御意見、御質問等ございましたらお願いいたします。

よろしいですか。

それでは、ありがとうございます。

続きまして、議事の3番目になりますけれども、農場分割マニュアルについて事務局の方から御説明をお願いいたします。

○松井課長補佐 動物衛生課の松井です。

資料4、それから参考資料1の方が、資料4の内容も踏まえた改正部分、赤字で書き込んでいるような現時点の案とありますので、こちらも御参考に確認いただきながら、説明の方をさせていただければと思います。

資料4ですけれども、分割マニュアルの改正案に対する都道府県等からの主な意見及び考え方といたしまして、先日の小委での御議論、それから部会でも検討をしているといった辺りを御報告させていただきまして、並行して都道府県にも意見照会を行った結果と、それから、先日のこちらの小委で御意見いただいたところに対する考え方を記載しております。

1のところです。都道府県等からの意見といたしまして、今申し上げましたように、県、それから養豚関係団体に対して御意見伺ったところ、全体で101件ほど御意見いただいたというところでございます。

主な意見といたしまして下の方に4点ほど記載してございますけれども、まず意見①番のところでございます。家畜保健衛生所により農場分割管理始まった後、複数回確認をするというところを今マニュアルの方に位置付けておるところでございますけれども、状況によっては複数回行わなくてもよいのではないかとといった御意見でございました。

こちらに対しましては、我々としては、分割管理行った農場については、すぐ横に別の農場があるような状態となりますし、もともと一つだった農場というところもございますので、適切な運用を行われているかを確認するといった観点から、現行のマニュアルに複数回というところを記載したところでございます。そちらの確認方法につきましては、今の定期報告の遵守状況の確認でも同様の形でやられている部分あるかと思いますけれども、確認に際しては、農場の状況の方を家畜保健衛生所で御判断いただいて、立入りかも

ちろん望ましいですけれども、そこまでしなくても確認できるという場合は、電話ですとか写真、動画こういったものでも構わないという形で位置付けているところがございます。こういった確認でも構わないとしておりますので、その辺りは状況を御判断いただいて、やっていただければいいかなと考えているところがございます。

2点目でございますけれども、こちらは豚の移動のところでございますけれども、農場間で豚を移動させるところに家畜の隔離として書いてある、10日間以上接触させないといったようなところを、改めて記載した方がいいのではないかとといった御意見でございます。

こちらの御意見につきましては、複数重複するけれども、重要なところというところで、対応したいと考えている、追記したいと考えているところがございます。こういった形で、補足的な説明といいますか、語彙を足すような形での修正意見というのが都道府県から多く寄せられたところございまして、そういったところは今回、参考1の方で赤字で追記しているところがございます。

意見、3番目でございますけれども、こちらはマニュアル自体を今、一つのマニュアルで養鶏、養豚という形で分けて書いておりますけれども、別々に作った方がいいのではないかとといった御意見でございます。

今のマニュアルの作り方としましては、基本的な考え方、共通するところ、まず一つにして、留意点で畜種別の違いというところを書く構成としております。こちらの御意見につきましては、後ほどの御意見でもありますけれども、事例集、こちらを作るときに畜種別といった記載にしたいと思っているところがございます。

資料、2ページ目へいっていただきまして、四つ目の御意見でございます。こちら、御意見というよりも御要望でしたけれども、マニュアルだけではなく、実際の事例集を作成していただきたいといった御要望でございました。

こちらにつきましては、現状まだそれほど事例ございませんが、積み重なってくる中で作成していきたいと考えているところがございます。

その他、誤字修正等の御意見ございましたので、こちらは適宜反映させているといったようなところがございます。

2点目としまして、前々回の94回の小委で頂いた御意見に対する対応というところございまして、分割管理を行った後の農場で浄化槽があるところについて、防疫措置を行うときにこの浄化槽を止めることができないというところがあるので、適切な防疫措置を検討すべきといった御意見、頂いたところがございます。

こちらにつきましては、専門家の先生の御意見も頂きながら、塩素系消毒薬を用いた消毒、それからブルーシート等を用いた曝気（ばっき）槽の被覆による封じ込めと、これを併用した案というのを考えましたので、こちらでの防疫措置を行うという形でしてはどうかと考えているところでございます。

詳細は後ろの別紙というところで御説明いたしますが、まず別紙の1ページ目のこちらは、発生前の農場の状態というところを表しております。通常であっても当然ふん便あるいはふん尿の中に細菌等はおります。こういったものが浄化施設にも入っていつておりますので、こういった形で一定程度は細菌あるいはウイルスといったものが流れ込んでいつていだろうと考えております。したがいまして、やはりこういった浄化槽についても、防疫措置は必要だろうというところでございます。

2ページ目のところで、これは発生したときの状況、それからどういうふうに防疫措置をするかといったところ、お示ししておりますけれども、こちらで言いますと、左の方の農場Bと書いてある、黒いのが、ブチブチしたのがウイルスを表しておりますけれども、発生しましたという状況を示しております。こちらから浄化处理の方に汚水が流れ込んでいく過程で、ウイルスも原尿槽ですとか曝気（ばっき）槽、そういったところにも流れ込んでいくだろうというところを表しております。

防疫措置としましては、まず曝気（ばっき）槽、こちらに消毒薬等を入れてしまうと、活性汚泥使えなくなってしまうといったところがございますので、その手前の部分、①と書いていますけれども、ここで塩素で消毒をして、そのまま流してしまいますと汚泥が駄目になってしまいますので、中和をしてから曝気（ばっき）槽に入れましょうというところを表しております。

その上で、曝気（ばっき）槽、それからその後に付随する沈殿槽ですとかそういった部分、あるいは原尿槽もですけれども、屋外にある場合はそこから飛散してしまうという場合あり得ますので、その上の部分、シートで覆っておくと。その上で稼動はさせるといった形で、シート等による被覆を行っていただくというのを考えております。

曝気（ばっき）槽の中のウイルスについては、ここは消毒薬等を入れられませんので、残っているところですが、③番、一番右のところで、最後のところで放流槽等を設けられていると思いますので、こちらで塩素消毒を行っていただいて、その上で中和してから放流をしていただくと。最後のところでしっかり放流前に消毒されていれば、環境中に出せる状態になるだろうというところで、要は曝気（ばっき）槽の手前側と後ろ側のと

ころで消毒を行って、その間の曝気（ばっき）槽の部分については、飛散しないように封じ込めを行っておくといったような形での処理を考えております。

もう一点、汚泥です。余剰汚泥については引き抜きを行うと思いますけれども、これは引き抜いたときにバキュームカー等で入れていただいて、一度そこで消毒を行っていただいて、その後処理していただくといった形を考えております。

3 ページ目、お願いいたします。

こちらが、じゃどの段階で解除をするのかといったところでございます。今まで現行のマニュアルでは、物によっては3か月程度掛かりますと、封じ込めの場合は掛かりますといったところを記載していたところでございますけれども、それは静置をせずずっと置いておく、置きっ放しにして何もしない場合というのを想定しての条件でございました。違いとしましては、こちらの方法の場合、発生していない農場から汚水が流れ込んでくるところが違っている部分かと思います。流入してくるので、中にあるウイルスというのはどんどん流れ出ていくだろうと。最後のところでは、先ほど言いましたように、放流前の塩素消毒行っていますので、環境中に出ることはないだろうという形で考えています。曝気（ばっき）槽の中のウイルスがどんどん減っていきますので、曝気（ばっき）槽で設定してある滞留時間、水理学的な滞留時間を経過した時点で、一度PCR検査行っていたきまして、陰性確認できれば解除していいのではないかと考えているところでございます。

最後、4 ページ目でございます。

こちらは防疫措置のところではないですけれども、先ほども少し触れました曝気（ばっき）に伴って飛沫（ひまつ）が発生しているというところでございます。左側、写真ちょっと粗くて恐縮ですけれども、ボコボコな中で、飛沫（ひまつ）が飛んでいるというところがあるというようなところを、専門家からも御指摘いただいたところでございます。

こちらについて、右側の写真のような形で、農薬のドリフト防止で行われるのは、目の結構細かいようなネット、こういったものを用いて飛散防止をするという対策もあるようでございますので、そういった対策を浄化槽のところで平時から講じておいていただくというところが要るのではないかとというところで、こういったものも盛り込んでおるところでございます。

私から以上でございます。

○津田委員長 ありがとうございます。

ただいまの農場復活マニュアルについての説明がありましたけれども、これに関しまして御意見、御質問あればお願いしたいと思います。

これは前々回の小委でちょっと議論になったところでございますけれども、今、案が出てきたというところですが、いかがでしょうか。

迫田先生、どうぞ。

○迫田オブザーバー 迫田です。聞こえますか。

○津田委員長 聞こえます。大丈夫です。どうぞ。

○迫田オブザーバー 2 ページ目とかに、クレンテ200倍という数字があるんですけれども、これは何か根拠というか、エビデンスがあつての数字なのかというのが1 点目です。お願いします。

○松井課長補佐 ありがとうございます。

ちょっとここを國保先生にも御確認いただいて、原尿槽なり、かなり有機物多いようなところだということなので、200倍程度要るのではないかといった御意見いただきまして、その濃度で記載をしております。

○迫田オブザーバー すみません、僕が聞いたのは、エビデンスがあるかということなので、例えばアフリカ豚熱ウイルスの方が多分、豚熱ウイルスより強いと思うのですけれども、ふん便内にウイルスがある状況でクレンテ200倍でウイルスの感染性が失われるというデータを、動衛研がお持ちなのかというのが質問です。

○松井課長補佐 ちょっとそういう意味ではそこまで頂いて——國保先生、すみません、もし補足があれば頂ければと思うんですけれども。

○國保委員 國保です。

先ほどの松井さんの御説明にもありましたように、もちろん農場によって状況、様々ということではありますが、我々、決められた一定の例えばE Uの基準に基づくような有機物濃度の状態でクレンテ処理を行うことで、消毒の効果を確認しております。

それで、この200倍というのは我々としては非常に高い濃度でして、通常は1,000倍程度で、通常2,000倍ぐらいで使われますかね、その倍ぐらいの容量で完全な消毒ができるという実験室上のデータはございますが、それに安全を見込んで更に高くしていると。高くしている理由は、その他の消毒薬なども使いましても、一般的に濃い濃度で使うべきということが我々の結果から見えておるので、そういう方で、高い方向へ少し安全側に振っているという形でございます。

○迫田オブザーバー ありがとうございます。

ちょっと追加で國保先生に聞きたいのですが、その200倍で消毒できるということは、検出限界以下にASFウイルスをできるという意味ですか。

○國保委員 そうです。もちろん、それ以外のことはちょっとできないので。

○迫田オブザーバー というのは、200倍で検出限界以下にできるということは、実際にもしそれよりも消毒が甘いところがもしあったとしても、一粒のウイルスで豚に感染力あるわけじゃないから、実際には多分、感染ウイルスパーティクルとして100とか数百ないと、感染しないはずなんですよね、豚に対しては。これは鳥インフルでも豚熱でもそうだと思うので。

今の200倍で検出限界以下にできるというエビデンスがあれば、了解です。納得です。ありがとうございます。

○國保委員 はい。

○迫田オブザーバー 二つ目ですけれども、3ページの、気持ちは分かりますけれども、これをPCRで検査で本当に大丈夫なのかというところですが。要するに、いつまでも出してしまうということが、なければいいなと思っています。要するに、何が言いたいかというと、PCRというのは死んだウイルスでも遺伝子のかけらがあれば捕まってしまうじゃないですか。だから、コロナのときに下水の水でコロナの流行状況の検査できているわけですよね、ウイルスが生きていようと死んでいようと。本当はここを見るのは、ウイルス分離で見るのが筋だと思うのです。ただ分離をやるのは……だからPCRにしたのかもしれないのですけれども、本当にここはPCRで大丈夫なのかというところ、要するにいつまでも解除できないということにならなきゃいいなと思うんですけれども、いかがでしょう。

○松井課長補佐 そうです、そこです。そこは、実態上、家畜保健衛生所でできる検査、ASF、豚熱を考えたときに、分離ではなくてPCRだろうというところで、PCR検査という形にしているところでございます。

○迫田オブザーバー あんまり答えになっていないような気がするのですけれども。少なくとも今どっちが問題かと言ったら、それはASF出ちゃったら話は別ですけれども、今CSFで分割管理をとにかくやって、1頭でも2頭でも殺す豚の数を減らそうということであれば、できるだけ早くそれをやって、そして、できるだけ早く防疫措置が終了というふうになってほしいわけですよね。そのときに遺伝子のかけらを調べる必要があるのか、

C S F だったら分離は家保でできると思うのですけれども、駄目なのでしょうか。

○沖田動物衛生課長 ちょっとよろしいでしょうか。動物衛生課長、沖田です。

迫田先生、ありがとうございます。我々も思い、一緒です。分割管理というのはこれ、取り組んでいただいて初めて意味があるものですので、何かやることによっていつまでもという懸念があるという点については、御配慮いただいていることに感謝します。

このマニュアルですけれども、別にここで一旦決めて、これでもう石に刻んで動かさないというものではございません。我々もこれ、まだ手探りでやっているところもありますので、やはり事例がきちっと積み重なってくれば、そこのところは、例えばリアルタイムであれば、C T 値を見ながら判断をしていくというような方法もあろうかと思います。そういう形で改善をしていきたいと思っておりますけれども、やはり最初の段階では、現実、現場での実行可能性、それから検査の実施の可能性等を踏まえて、しかも一旦はまず始めてみて、やったら病気が広がったというのでは、やはりもう元も子もなくなるというところもございますので、最初の段階としてはこういうスタートかと思っております。

ですが、これからこれを続けて知見が集まっていく中で、改善点をまた探していきたいなど。そのときには専門家の先生の皆様にも御意見を伺いながら、進めていきたいというふうに思っております。

○迫田オブザーバー 分かりました。課長の安全な方でまずは第一案を作って、適宜状況に合わせていくというフィロソフィーは理解しました。

この件はこれでいいのですけれども、もしそういうことが衛生課にいつもあるのであれば、例えば肥育豚でのワクチン、肥育農場での茨城の発生みたいに、実際にはP C R 陽性だけでも、その豚からはウイルスが分離できないと。要するに、ウイルスを排泄していないけれどもP C R 陽性、それを殺処分していたということが、茨城県の業績発表会で実際にもう発表されています。

だから、やっぱりそういうところ、P C R とウイルス分離の意味の違いというのは、行政判断の中で、その場その場でそこのところは頭柔らかく、農家のために取り組んでほしいなと思います。

以上です。

○津田委員長 ありがとうございます。

國保先生、どうぞ。

○國保委員 すみません。ありがとうございます。

私は今の迫田先生の話と少し逆の観点からですが、過去の例えば口蹄疫で、大量に堆積したふん尿ですかね、堆肥場の堆肥であるとか、あるいは、そのとき、一部豚の曝気（ばっき）というか、スラリーなどの検査も行いましたけれども、そのいろいろ検査を行う中で、ふん便からの遺伝子検出というのが意外に難しいと。今の技術ではなく、それは2010年とか10数年前の話ですので、今の技術ではないけれども、非常に難しさとか、ふん便の質の問題なども若干あると思います。

先ほどの答えとは矛盾する、あるいは矛盾しないんですけれども、やっぱりふん便の質というものがいろいろあって、PCRが本当に迫田先生と逆の意味で感染性のものをきちんと捉え切れているかということについても、今後考える中で併せて検討していく必要があるのかなとちょっと考えています。先ほどの消毒薬の話などは、必ずコントロールを取りながら、その減衰を見ながらということをやっているんで、正しさがある程度推定できるんですけれども、現場のサンプル、実検体を使った場合にはコントロールがないので、それがどういう結果を示しているのかということ、慎重に考えていく必要があるのかなと個人的には思っております。

以上です。

○津田委員長 ありがとうございます。

この辺につきましては、先ほど課長の方からもありましたように、とにかくこういったマニュアル作って、少しでも分割管理というものを前に進めようという話がありますので、この辺については逐一、データ蓄積していただければと思います。

呉さん、どうぞ。

○呉オブザーバー ありがとうございます。呉です。

かなり農場で実現可能な方法になってきたのではないかとということで、ありがとうございます。

それで、これは農場の方が手を挙げて、県と家畜保健衛生所と取組を相談するだろうと思います。それで、2ページ目、3ページ目のものが、この参考1の17ページ目にあるので、このまま出てくるのかなというふうに思うのですが、例えば2ページ目のところで、原尿槽にクレンテを入れて、ハイポで中和して、それをラグーンに投入するというケースもあるでしょうけれども、その原尿槽は放っておけと。クレンテを入れて放っておきなさいと。そして、**陰性**の方からもスネークポンプでラグーンに直結して、ラグーンに入れちゃえということも、実際は起こると思うのです。なので、分かっている人はそういう相談

をしたいと思いますし、分かんない人は必ずこれ、クレンテ入れて中和して、ラグーンに入れなきゃいけないのかと思っちゃうので、何か補足があった方がいいかなというふうによつと思いました。

○松井課長補佐 ありがとうございます。

要するに、マニュアル自体が全体的に例示というか、モデルケースで書いているところがございますので、御指摘のように、おっしゃるように、両方が一つの原因槽入れなくても、そこを迂回（うかい）する形でいけるパターンもあるんじゃないかという御指摘かと思っておりますので、正にその辺り、農場ごとの恐らく構造も大分農場によって違うと思っておりますので、その辺りは現場現場の状況で、まず事前にどうやるのかというところ、御検討いただくところが重要かなと思っております。

○呉オブザーバー 分かりました。ありがとうございます。

○津田委員長 よろしいですか。

実際に運用しながら、どこが大事か、どこがポイントかということをごきちんとしていただかないと分からないと思っておりますので、よろしくお願いします。

ほかにございますか。

はいどうぞ、小渕委員。

○小渕委員 今の運用に関してなんですけれども、こちらの浄化槽とは離れるのですけれども、かなりの大規模の農場さんで分割、私たちも進めていただきたいと思っている中で、やはり農場によってかなり条件、土地の条件ですね、違います。衛生管理はちゃんとしていても、どうしても大規模農場さんにありがちなのは、公道が中を通っているということで、公道を挟んで大きい豚舎、何豚舎も抱えているところが多くなります。

それで、更衣室、シャワーインとかをやっているのですけれども、新たに分割する場合に、もう衛生管理区域内にそういう平らな場所がないというような事例に直面しております。そういう場合に、公道の反対側、農場さんが広い土地をお持ちだという事例もありますので、そこにちゃんとした更衣室、又は、従業員さんたちの健康管理というのも会社側にありますので、そちらも含めた施設をちゃんと造りたいという場合に、公道を挟んでまた衛生管理区域外に出るというような判断になりますと、かなりまた煩雑になってくるとこのような事例が出てきております。

これはお願いですけれども、私たち、県の家畜保健所が確認するときに当たって、担保できるものがあれば、少しでも分割を進めていく間の中で、いろんな事例で、イレギュラ

一なところも衛生管理を担保した上で進めていかななくてはならないということがあるので、事例集を待っているということになると、農場さんも間に合わないというリスクを抱えた土地でやっておりますので、その辺を相談を県側がたくさんできるような、速やかにできるような体制というのををしていただければ、大変助かると思います。

○松井課長補佐 ありがとうございます。

今の事例は恐らく意見照会でも頂いた事例の話かなと思いますけれども、ちょっと頂いた事例の中で言いますと、どうしても公道の部分、手前側で着替えて、靴はあれでしたかね、公道を挟んだ**反対側**でやろうという話だったかと思うんですけれども、やはり公道、歩いているところ、着替えた服で歩いていっているところで、じゃそこで泥跳ねがないかといったようなところですか、という部分は気になるところかなと拝見しておったところでは。

恐らくなかなかレスポンスが速くないというところの御指摘だったのかなと思いますけれども、申し訳ない、そこは確かにすぐ、例えば今日もらって、ではその日のうちにお返しというような形ではなかなかできていない部分でございますけれども、疑義等あれば、御相談いただければ、我々も内容を聞いて対応したいと思っておりますので、お問合せいただければと思っております。

○小淵委員 ありがとうございます。

レスポンスが遅いとかではなくて、聞けるというところがあって、相談をまずできるという体制が分割管理の場合、重要かなと思います。やはり現場の事例、大変違いますので、この見本を見たところであきらめてしまう農場さんが出ないように、指導していけるように、フォローしていただきたいと思います。

○松井課長補佐 ありがとうございます。

そういった意味では、参考1のところ、8ページのところで、3の（1）と書いてあるところの一番下のパラ、なお書きですけれども、疑義等あれば我々の方に御確認くださいというところは記載させていただいておりますので、そういった形で対応はしていきたいと思っておりますのでございます。

○小淵委員 ありがとうございます。よろしくお願いいたします。

○津田委員長 よろしいですか。

それでは、農場分割管理マニュアルについては、一応こういう形で進めていただいてというふうに思います。ありがとうございました。

それでは、次の議題、最後の議題に移りたいと思います。

最後の議題は、野生イノシシにおけるアフリカ豚熱対策の基本方針についてです。

この基本方針でございますけれども、これは2年前、令和4年3月に私が座長を務めております第2回野生イノシシ豚熱対策検討会で、当時、アフリカ豚熱が日本のイノシシ群に万が一侵入した際に、初動防疫措置の具体化のためには対応マニュアルが必要であるということから、検討を開始したものです。研究事業あるいは農水省や県での防疫演習、それから検討会での審議を行って、今般ようやく案が取りまとまったものでございます。これにつきまして、事務局から御説明をお願いいたします。

○永田課長補佐 では、資料5－1と5－2を用いて御説明させていただきます。私、担当補佐の永田です。よろしくお願いします。

資料5－1が説明資料になっておりまして、資料5－2が基本方針の案本体となっております。本日は、資料5－1を用いて、アフリカ豚熱対策、野生イノシシでの対策の概要を御説明させていただきます。

ページめくっていただいて、アフリカ豚熱についてということで改めて出させていたでいるもので、これまでも何度も御説明させていただいているものですが、本病の特徴として、真ん中にある赤字でお示ししているように、急性経過を取る一方で、ウイルスが長期に残存し、この性質ゆえ、イノシシ対策では死体対策が重要というところでございます。

次のスライドをお願いします。

続いて、豚熱との比較で、こちらも度々御紹介させていただいているスライドでございます。豚熱と違ってイノシシの対策、下の緑のところ、積極的な対応が必要というところで、死体の搜索や確実な死体の処理が必要となっているというところで、ここの対応をどのように具体化していくのかというところが課題となっており、検討を進めていたというところで、基本方針へとつながっていくものでございます。

次をお願いします。

こちら、冒頭、沖田課長から説明あったときにもお示しさせていただきましたが、アフリカ豚熱、このように世界中に広がって行って、拡大の原因というところで、感染豚に由来する畜産物の流通、感染イノシシによる感染の拡大というものが考えられるというところが、主な原因と考えられるところです。コロナも落ち着いて海外との行き来が活発化している中で、国内侵入リスクが上がっているという状況で、我々も万一の侵入に備えた初

発時の対応の整備としての具体化を続けているというところでございます。

それで、前回御説明させていただいたときより状況が変化しているというところで、こちら冒頭にお話ありましたが、——次のスライドお願いします——、韓国の釜山の状況というところでございます。

12月末に釜山の郊外、この右上の方ですね、野生イノシシで感染が確認されているというところだったのですが、1月18日に、日本へのフェリー航路を持つフェリーふ頭、右下、真ん中の方ですね、こちらにフェリー埠頭があるのですが、この裏山で感染が確認されたということが、翌19日の夕方に韓国当局からプレスされたというところでございます。これは、極めて危険な状況で、日本に侵入しないようにということで、対策のより強い強化が急がれたというところでございます。

次をお願いします。

今、少々基本方針の説明からは、横道にずれているところですが、現在の対応状況について、冒頭も御説明ありましたが、改めて詳しくイノシシに特化して御説明させていただきます。

裏山での感染確認を受けて、動物衛生課では、すぐに行動を開始したところです。まずこちらに示させていただいたとおり、全都道府県に宛てて、すぐに当日夕方だったのですが、メールにて周知しました。その一方で、土日に関係者調整の上、釜山とフェリー航路を持って、イノシシとの距離が近いと考えられる山口県、福岡県、長崎県、対馬ですね、この3県をメインに、そして、フェリー航路が週に3日ぐらいあるのですが、都心部ということで大阪府さんをオブザーバーに加えて、あと九州各県も集めて担当者の緊急会議をウェブにて開催して、イノシシ群への進入防止対策のために必要な対応について協議しました。

リスクポイントを至急に洗い出すようにということで検討を続けまして、その上で、翌週29日に改めて担当者集まって打合せを行った上で、対応案、対策について整理して、翌日、30日には全国会議開催しまして、アフリカ豚熱の野生イノシシ群への侵入防止対策について全国規模で検討し、徹底していくということで対応したところです。

さらに、2月7日には、万一入ったその後に備えて、本日御紹介させていただく発生時の防疫措置に関して全国研修会を開催したというところでございます。

下の写真とか、報道等の状況でございまして、先ほどもお話ありましたが、大臣からも御説明いただきまして、大きな反響を得つつ、農林水産省の公式のツイッター、Xですね、

こちらでは、400万に迫る表示もされているというところでございますし、報道もかなり時間を割いて詳しくされているといったような状況でございます。

次お願いします。

こちら先ほど説明がありましたが、イノシシに特化するということでの説明としては、国内に入ったことを想定した場合、これまで海外で病気出ましたというような話があった場合、農場の飼養衛生管理の徹底というところ、主にお話しするという病気が多いところだったのですが、やはりアフリカ豚熱の場合、イノシシ対策ということで、併せて下のところと、イノシシに入らないためにはどうするのかということについて、我々も正直言って手探りなところがありますが、それについて県と一緒に考えるということで、先ほど言ったような会議を開いて知恵を出し合って、具体的に動いていったというところでございます。

次お願いします。

こちら先ほどの話で全体的な対応ということで、特に説明はしませんが、持ち込ませないことといったようなところとか、それ以降の対応というところですよ。

次お願いします。

万一入ったときの備えということで、後ほど詳しく御説明する基本方針の取りまとめがありまして、演習や啓発、防疫資材の備蓄などを進めているというところでございます。

次お願いします。

こちら先ほどの話で、ちょっと割愛しますが、特にゴルフ場とか、そういったような対応というところも行っているところでございます。

次お願いします。

では、本題に戻らせていただこうと思います。

万が一国内に侵入した場合の対応について、防疫措置の準備が必要になってきます。特に初期、初動防疫の措置としてはこの四つの点、防疫区画の設定、サーベイランスの結果から適切な防疫区域を設定すること。次に、死体発見・処理。これは、適切な死体の処理を行って、先ほど申しましたとおり、この病気、イノシシの感染したまま元気に、元気というか動き回るといことは、それほど豚熱と比較して少ないかなというところですが、最も重要な感染源となる死体を確実に除去していくこと、そして、感染イノシシの拡大措置として、人為的なものも含めた防止策、対策を講じることということ、最後に、管理下での捕獲の推進が必要というところとなっております。

スライド、次お願いします。

この対応を取っていくということについて、法律的な整備が必要だというところがございます。そこで、令和2年に家畜伝染病予防法を改正しまして、このときに豚熱等の経験を踏まえて野生動物対策、強化したというところで、アフリカ豚熱の野生イノシシ、入ったときの対策、強化のための土台も作られたというところがございます。

その上で改正がされまして、次、スライドお願いします、同年7月に防疫指針も改正されたというところがございます。そちらの第2節というところが野生イノシシの対策について加えられたところ、第17から24がその部分でございます。

次お願いします。

今申しました野生イノシシの対応、第17から24というところがございますが、こちらについて流れを書いたものがこちらになります。簡単に説明しますと、まず県でのイノシシの検査で確認された後、動衛研で確定させて、対策本部の設置とか、防疫スケジュール決定して、その上で、この下の段ですね、こちら死体搜索や死体を処理していくということと適切に行っていくという流れでございます。

スライド、次お願いします。

この対応の中で、野生イノシシに向けた対応ということでのポイントになるのが、この第24の部分となります。内容としては、下、点々のところに豚熱のものを参考で載せておりますが、先ほども申しましたとおり、大きな違いは、積極的な死体の搜索と排除をするという、発生時の防疫措置というのと同じレベルというところで対応が記載されているというところがございます。

ただ、こちら、その課題にあるとおり、我々、こういう初動防疫、経験がない中で、特にこの第24の措置、どう具体的にしていくのかというところが課題としてあったというところがございます。

次お願いします。

こちらが防疫の対応をモデル地図としてまとめたものでございます。イノシシ発見地点から3キロ以内、これは先ほどのアメリカでも同じような話でしたが、死体を探す一方で、イノシシの拡散を防ぐための捕獲とかをその周りで行っていくと。中心部では、イノシシ捕獲のために追い掛け回すとウイルス拡散する懸念がありますので、そのような対応はしないというところがございます。周囲の3キロから10キロのところでは、死体見付かったら適切に処理して検査を行いつつ、サーベイランスを強化して、捕獲も強化していく。ほ

かに、歩行者も対象にした山とか、登山者とか、そういったところを対象とした通行遮断や、消毒ポイントの設置ということも行っていくというものになります。

次お願いします。

ただ、もちろん、先ほどから何度も言っているとおり、いろいろ問題があるというところでございます。こういうような対応をしていくと、指針でこうやって決めたのですが、なかなか実際具体的にどう動かしていくのかというところでは課題があります。例えば死体の運び方とか、どうやって運んでいったらいいのかとか、イノシシのですね。死体運び出せないような場所で死体が見付かることも考えられますので、そういう場合どうするかといったようなこと。死体というのは腐っている場合もありますので、そういう検査が進まないかもしれないといったような課題など、多くの課題が考えられるというところで、下に、そこにあるとおり、研究事業や演習、海外の知見、専門家や関係団体の知見を集めまして、まとめを作るということが出口として基本方針になっていったというところでございます。

次お願いします。

一つの具体化の検討の中で大きくなっているのが、演習の実施でございます。農林水産省が主体となる演習等も行っていますが、県、このように、ここ、要領の内容を簡単に、概要を示させていただいているんですが、こういう要領を作って、予算措置もした上で、県において実証的に検討していただくためということで、演習を行っていただいて、それを我々のこの基本方針の方にフィードバックしていったというところです。

次お願いします。

こちらが令和5年度の実績になります。このように令和5年度だけ取っても、いろいろ検討していただいて、一緒になって検討を進めた、これを基に基本方針をよりブラッシュアップしていったということになります。もちろん農林水産省は積極的にこれらに参加して、本省からは広島県以外は全部参加して、一緒になって検証、検討していったというところでございます。

次お願いします。

具体化の経緯ですが、先ほど委員長からもありましたが、令和4年3月に検討会というところが始まって、こちらが基本方針のキックオフになって、丸2年たってようやく案が取りまとまったというところでございます。こちらの図もよく御紹介しているので詳細は省きますが、こうやって長い道のりでようやくまとまったというところでございます。

次お願いします。

では、基本方針の内容について、いよいよ御説明させていただきます。先ほど申しましたとおり、第5-2が案ですが、このままこのスライドで御説明させていただきます。

この基本方針ですが、上の四角にあるとおり、防疫指針に基づくものでございます。防疫指針の1の5の(1)に、国は野生イノシシにおけるアフリカ豚熱の浸潤状況の的確な把握と感染簿拡大防止のための基本方針を示すということで、作ったものということでございます。

この基本方針ですが、大きく分けて四つの節から成っております。第1節ではそちらあるとおり平時における準備や体制の構築・強化、第2節では疑いが生じた際の対応、第3節では防疫措置を実際にどうやっていくのか、第4ではその他として都道府県間の連携や研究の推進といったようなものを、整理して書いているということでございます。

次お願いします。

では、一節ごとに個々に御紹介させていただきます。

まず、第1節は、項目としては第1のみですが、農林水産省、都道府県、市町村、関連団体での取組を示しておりまして、対策として一番重要な部分ですが、連携強化していくというところでございます。その考え方とかも記載させているというところなんです。そして、あらかじめ防疫計画を定めておくこと、啓発や役割分担、誰がどういう役割をやっていったらより適切なのかということ等を皆で検討していくと。関係者が多岐にわたるので、よりこういう協議といったものや防疫演習も行っていくということも重要になってくるというところでございます。

続いて、その下の第2節でございます。

第2節では、第2でまず通報を受けた際の対応や死体の消毒、報告などを規定しているというところでございます。

次、スライド進んでいただいて、第3では、都道府県での検査陽性時の対応方法として、死体の状況に応じた対応を整理するとともに、検体の送付方法といったもの、動衛研への検体の送付方法とかを具体的に示している。

その下、第4では、都道府県で検査陽性だった場合にどのような対応を行うのか。消毒ポイントの設置や報道機関への公表準備といったようなものを記載しつつ、防疫措置の事前準備として、情報の共有とか実行計画の作成と拠点の設置作業といったものを規定しているというところでございます。

次のページをお願いします。

第3節でございます。

第5が、陽性が確認したらどうするかということで、いよいよ防疫措置の具体化に係る部分でありまして、拠点の運営を開始して、実際に通行遮断や移動制限、消毒ポイントの稼働といったようなものを、第6第7といったようなところで行っていくというところでございます。

第9といったようなところで、死体、積極的に探して、それをどのように処理していくのか、基本的には死体は運搬し、焼却するのが当然最も良いというふうに考えていますが、先ほどちょっとお話ししましたとおり、それがどうしてもできないような山の陰しいところで死体が見付かった場合といったようなことも考えられますので、そういったような対応も含めて整理しているというものでございます。こういう難しいような事例の場合は、研究事業とかで検討していただきながらといったところでございます。

続いて、次のページ、第10でございます。

死体周辺の消毒方法とか、第11で検査方法だったり、死体の運搬の具体的な例、いろんなパターンがあるので、飽くまでも例示という形で、第10、第11で具体例を記載しているところです。これらの具体例を参考に、各県において実情に応じた対応案、又は実際に生じたときにこういう参考にして対応を決めることとなります。速やかに決定するためには例を踏まえた上での検討が必要というところでございます。

第4節、ここの下ですが、最後ですが、イノシシにとっては当然県境ありません。ということで、都道府県間、県をまたぐというところについて都道府県間の連携が重要でして、そういうような対応について、現行行っているような豚熱の経口ワクチンの散布や狩猟等といったものについて注視するといったようなことなど、整理していると。基本方針の改善とか研究の推進について最後、述べているというところでございます。

以上が基本方針の中身で、詳細にはこちら5-2に、これだけ分厚くなってしまったのですが、42ページになります。こういったような形になっていて、骨格は、先ほどから述べていますとおり、防疫指針になぞって、それらでどんなことが起き得るかということをおろそかに出せ尽くしたのではないかなというふうなところでございます。案、最初を作る段階では、環境研の廃棄物の専門家や野生イノシシの平田先生始め、各専門家の先生方、ウイルスの専門家の方々とか、いろいろなコメントいただいて、こういったような案を作っていく、また現場の方、つくば市さんだったり県の方だったりといったところで意見入

れて、作っていったというものでございます。

では、最後、こちらでございますが、いずれにせよこの対応、取組で最も重要なことは、先ほども申しましたが、連携ということで、県の家畜衛生当局のみでは対応できませんし、一方で、自然環境部局、野生動物の担当部局のみでも対応できません。関係者が連携する必要がありますが、これはそれぞれ所掌する問題に直結しているということからも、必要性が明らかというところでございます。

一方で、この病気、病気でございまして、家畜伝染病でございまして、専門性としても法的にも、家畜伝染病予防法に基づくということが主になります。国では我々、このように動物衛生課が中心になって、多方面、協力して対応しているというところで、県においてもこういうのを踏まえた対応を行って、協力関係作って行って、万が一に備えるというところが重要だというところでございます。

以上で、基本方針の概要というか、流れについて説明させていただきました。県からいろいろ御意見をいただいたり、実地演習を踏まえたコメント等を本当に多く取り入れて作りましたものでございます。先ほど委員長からお話がありましてとおりの、検討会で何度も検討いただいて、作ってきたものでございます。

以上で説明を終わります。

○津田委員長 ありがとうございます。

この野生イノシシに関する基本方針につきましては、これまで内容の検討を行ってまいりました野生イノシシ豚熱対策検討会というところにおいて最終的な確認を行った上で、今年度中に公表するというところで進めていきたいと思っております。

今の事務局からの説明につきまして、委員の皆様から御意見、御質問等ありましたらお願いいたします。

呉さん、どうぞ。

○呉オブザーバー ありがとうございます。呉です。

非常に詳細で網羅した対策ですが、すごいなというふうに思います。

それで、過去の経験からすると、2018年9月9日の豚熱、結局遡ると春ぐらいに陽性イノシシがいたのではないかなというようなことがありました。更に遡ると、口蹄疫のときは初発が確認された4月20日には10数件、もう陽性であったというのが後から分かっています。当然、陽性イノシシが見付かっていた場合、場所が変わりますから、電気柵なんかも変わっていくのだらうと思うのです。ただ、初発を見付けたときが初発じゃないというこ

とを考えると、この3キロというのがどうなのかなと。

口蹄疫のとき、また翻りますけれども、リングワクチネーション、10キロ、日本で初めてやったというのは物すごかったなと。諸外国にない実績ですよ。オランダとか、3キロぐらいなものを10キロをやったと。あのとき、外で発生しましたがけれども、飛び火ではなかったのですよね。

というぐらいの勢いでやる必要もあるケースがあるんだろうと思うので、是非そこを御検討いただきたいのと、予算措置といえますか、しっかりやっていただけると有り難いなというふうに思って、お話を伺いました。よろしくお願いします。

○永田課長補佐 ありがとうございます。

その2018年の豚熱のときと大きく違うことがあって、それはサーベイランスが徹底して行われているというところでございます。先ほども米国でイノシシのサーベイランスがされているというようなお話ありましたが、日本も現時点、豚熱以降、アフリカ豚熱についても検査をしているというところで、年間、令和5年度で、まだ3月の途中ですが、既に2万6,000頭以上検査をしておりますというところでございます。迅速に見付けるということが非常に先生御指摘のとおり重要でございまして、それができて防疫措置ができるというところですよ。

一方で、望みがあるというところには思っておりまして、先ほど米国の報告書でもありましたとおり、この病気、進むのが恐らく遅いだろうというところに、一縷（いちる）というよりも、望みは確かにあると考えているところでございます。なので、的確に早く見付けて対応していくというところが重要になってくるかと思えます。

柵がどこまで日本で有用かというところは議論があって、使う場面というのが限られる可能性もありますが、あらゆる手段というところを一応検討はして、対処していきたいというところでございます。もちろん予算等についてもしっかりと対応を進めていきたいと考えております。

以上でございます。

○呉オブザーバーありがとうございます。よろしくお願いします。

○津田委員長 どうぞ、日高さん。

○日高オブザーバー 関連してというか、韓国のこの釜山まで下りてきた状況を考えた場合のこれの今、野生イノシシの対策が出てきているのですけれども、そこ辺りのスピードですよ、韓国の野生イノシシの。韓国は具体的にそこ辺りの対策というのは、何

かしているのかということです。その対策を見ながら、この今回の日本の対策は、何か参考にしている部分があるのかというのをお聞きしたいと思います。

○永田課長補佐　ありがとうございます。

韓国については、今回釜山で出たのが、これまで出ているところから100キロ以上離れて出ているというところで、恐らく人が介在して運んだであろうというところが考えられています。そういったところから、韓国から日本へのリスク、今回の釜山での事例を受けた対応としては、同様な人が持ち込まないというところの徹底が必要で、例えばフェリーでの靴底の消毒といった対応を徹底しているというところですよ。

では、韓国で実際、防疫措置、どういうことしているかというと、やっぱり死体捜索というところがメインになってきていて、今回釜山で出たときも、死体見付けたら連絡しましょうねということをやしつつ、一方で、ちょっと時間掛かったみたいですが、死体の捜索というところも始めて、対応はしているというふうに承知しております。

ただ、韓国、これだけ広がっているという状況で、初動の状況というところは、釜山では初動なのでしょうが、国全体としては初動というような状況というところはどうかというところもあろうかと想像します。とにかく、先ほどお話ししたとおり、初発で日本に出たときは何としても止める必要があるといったところで、参考となるのは、やっぱりその死体の捜索を早期に徹底するといったところは参考になると思いますし、山がちで、ヨーロッパと違ってイノシシ対策が、なかなか難しいというのが日本と韓国の共通点で、韓国より更に日本は山が険しいので、そういったようなところでイノシシの挙動をどうするかといったところについて、検討していく必要があります。

昨年、韓国の環境部の方が日本にお見えになって、意見をお伺いしましたが、やっぱり初動でどう防ぐかといったところが重要で、筑波山にうちの課員と一緒に行って、そちらでもお話も聞いたのですが、初動でどう抑えるのかといったところで、例えばそういう電気柵とか、そういったようなものが有用な場面もあると思うよといったようなお話でした。

なので、いかに最初で広がらないようにといったところを踏まえて、対応していきたいと考えております。それがこそこの基本方針かと思っています。

○津田委員長　ほかにございますか。

嶋田先生、どうぞ。嶋田先生。

○嶋田委員　宮崎の嶋田です。

○津田委員長 お願いします。

○嶋田委員 聞こえますか。

○津田委員長 はい。もうちょっと大きな声で。

○嶋田委員 よろしいですか。

○津田委員長 はい、お願いします。

○嶋田委員 ありがとうございます。

今、2点ちょっと質問を考えていたのですけれども、1点は、今、日高先生の方からあった内容と重複してしまうので、お答えは全てお答えいただかなくてもいいのですけれども。私も、韓国でこのように最初はじわじわ広がっていったようなものが飛んでしまっているところで、韓国のその状況が将来の日本の状況にならなければいいなというのが一番ですけれども、韓国のこれまでの防疫から逆に学ぶところというのはあるはずですので、そういったものがこの今回の基本方針とかに、どの辺りに対応してされているのかなというのがちょっと気になったんですが、おっしゃったとおり初動、とにかく1例目で食い止めるというところに重きを置いているということであれば、是非そこにやっぱり注力すべきじゃないかなというふうに考えました。

2点目というのが、様々な今度は日本に入れないことについてなんですけれども、侵入させないための対策として水際防疫、水際対策、非常に大きなところだと思うのですけれども、1点ちょっと伺いたいのが、各港ですとかそういったところで自転車とか車両とかの消毒とか、そういったところがありますが、こちらの実地に現地、前線で実施されている方は、どなたがされるのかという点が一つあります。例えばビルの管理会社の職員さんがされているのかとか、また行政の方がいらっしゃるのかとか、お願いする側とお願いされて実際にされる方のところの知識だったり、ギャップ、そういったところをどうやって埋めていくのかなと。そういった中でこういった取組をされているのかというのを、ちょっと確認させていただければなと思います。お願いします。

○永田課長補佐 まず、すみません、1点目、先ほどお答えしたのですが、大きく変わる場所は、先ほども述べましたが、サーベイランスを日本は韓国で入ったときよりもしっかりやっているというふうに理解しています。なので、見付けるというところに全力を注ぐ必要が、まずはあるのかなというところでございます。

2点目については、水際で、港とかでどのように対応するかですが、動物検疫所の職員がもちろん対応しているというところで、その中で職員以外にご協力していただいている

という点はあると思いますが、基本的に動物検疫所の職員が対応に当たっているというところでございます。

○津田委員長 よろしいですか。

○嶋田委員 ありがとうございます。

私、宮崎で、それこそ空港とかで消毒マットとかあったり、当時、口蹄疫の頃とかその後とかにもあったのですが、マットを置いているだけで、乾いてしまったりとか、そういった状況とかもやっぱりあります。今回、韓国でこういった状況ですので、長期戦になるところがポイントかなと思いますので、今の緊張感がしばらくこの先ずっと続くということを考えますと、重要な点かなと思いましたので、発言させていただきました。

以上です。ありがとうございました。

○津田委員長 ありがとうございました。

日高先生、どうぞ。

○日高オブザーバー 今、嶋田先生の質問にかぶせるのですが、先ほど韓国系のゴルフ場云々で消毒マットというのがありましたけれども、宮崎の場合はゴルフ場、消毒マットあるんですけれども、やっぱりそこ辺りはゴルフ場任せというのもなかなか難しいし、そこ辺りの対応というのをきちんとやってもらいたいということです。

それと、韓国の場合、38度線というのがあって、そこからの北朝鮮からの豚熱——ASFですか——が侵入したということで、あそこの場合に、昼間は中に立ち入ることができるそうなのですよ、農作業なんかして。結局そういう人たちは昼間は農作業して、夜は帰ってきます。日本の場合でもこうやって山に入る人たちが結構、農業じゃないですけども、山に入るたちの規制も今回あるのですけれども、やはりそこ辺りの問題というのが、もしASFが野生イノシシに入った場合には、一番重要な点なのかなということで、強制はなかなかできないですよ、山に入った人たちにちゃんとしなさいというのは。だから、それはどこまでできるかというのはやはり大変難しい問題だと思うので、よろしくお願いしておきます。

○津田委員長 ありがとうございます。

ほかにございますか。

あと、今の関連ですけれども、ちょっと分かれば教えてもらいたいのですけれども、韓国での狩猟——イノシシの——はどのくらいですか。日本の場合、狩猟もそうだし、それから害獣捕獲もそうだし、それから頭数調整でも捕っているし、いろんな形で数万頭規

模で各県、捕獲していますよね。韓国なんかは歴史的にもあんまり狩猟文化がないみたいな話も聞いたのですけれども、いかがでしょうか。

○永田課長補佐 詳細なデータが今、手元にないのですけれども、おっしゃったとおり、狩猟文化というか、イノシシがそこまで昔から全国的にいたかという、そうでもないというようなお話も聞きますし、また、銃猟もなかなか日本みたいにライフル使えなかったりみたいな話とかも聞きますので、どこまで盛んかというところは、ちょっと日本は本当はすごい捕獲、狩猟じゃなくても有害捕獲とか、すごいレベルでやっているというふうには聞いていますので。

ただ、韓国でこの今、まん延というか、アフリカ豚熱出ている状況で、減数というところでは、例えば、山も日本より陰しくはなく、森林も日本よりは疎と考えられるところで、イノシシ群を見付けるのに夜間にドローンとか使ったりして、夜中に夜間銃猟とかもしているみたいな話は聞いたりもしております。今、調べましたら、年間の捕獲頭数は、10万頭前後とのことです。

○津田委員長 国で。

○永田課長補佐 韓国全体です。日本では大体5～60万程度でございます。

○津田委員長 ありがとうございます。

ほかにございますか。

それでは、よろしいですかね。

それでは、この基本方針につきましては、22日にこの野生イノシシ豚熱対策検討会が開催されますので、ここで確認した上で公表したいというふうに思いますが、よろしいでしょうか。

ありがとうございます。それでは、そのように進めていただきたいというふうに思います。ありがとうございました。

それでは、これで事務局は基本方針を今度検討会で議事としてもらうということです。

これで議事全体終わりましたけれども、ここでもしこの議事全体を通して皆さんから意見あるいは御質問等あれば、お願いいたします。

はいどうぞ。

○小渕委員 すみません、豚熱の関係で迫田先生に教えていただきたいのですけれども、分離ですね、ウイルスの分離に関してなんですけれども。ウイルスによって分離しやすいウイルス又はしづらいウイルス等はあると思うのですけれども、豚熱に関してのウイル

ス分離のされやすさ、中和とかをやっている**病性鑑定所**なら、もう普通に発症でウイルスが増えているのであれば、その解剖豚から普通に取れるというような認識でいいのでしょうか。

○迫田オブザーバー 迫田です。こんなところでお声が掛かるとは思いませんでしたけれども。

基本はそれでいいと思います。ただ、いわゆる慢性豚コレラという状況になると、小渕委員とかも御承知かもしれませんが、抗体を持っている、要するに慢性豚コレラって抗体が上がっていながらウイルスが増えているので、乳剤とか全血とか、そのままを接種すると、抗体に負けちゃってウイルス分離できないことがあるので、乳剤とか血液を10倍、100倍ぐらいに希釈したものと一緒に置いておいて分離を掛けるというのが、昔ながらの基本ですよ。

ただ、急性期のものについては細胞さえしっかりしていれば、豚系の細胞がしっかりしていれば、豚熱ウイルスは分離できると思います。今どきのウイルス、分離をしっかりされているのは家保の方々、そして動衛研さんだと思うので、そこで日頃トラブルがないということであれば大丈夫だと思います。

以上です。

○小渕委員 ありがとうございます。

○津田委員長 突然振りましたけれども。ありがとうございます。

ほかに何かございますか。

呉先生、どうぞ。

○呉オブザーバー ありがとうございます。呉です。

絶対にアフリカ豚、入ってほしくないのですが、今日、野生イノシシの方だったと思うのですが、飼養豚に入った場合の対応策もしっかり外へ発信していただいて、我々、最前線で養豚場見ているわけですが、養豚場の人たちももっと意識を高めるということが必要だと思うんです。もうそういう時期だと思うので、そこも是非お願いしたいなと思っております。

○津田委員長 ありがとうございます。

○大倉家畜防疫対策室長 ありがとうございます。ちょっと一つコメント。呉先生もありがとうございます。

本当の初発が野生で始まるのか飼養豚で始まるのか、人・物の持込みもあり得るという

ことを考えると、どちらで出るかというのは、予断持たずにどちらでも警戒すべきことだと思っています。

飼養豚の発生、もちろん野生と違った対応が必要になりますけれども、あとワクチン打っていないということで豚熱とまた違ったものになり、それから予防殺というツールがあるというのも、豚熱と違った対応になってございます。そういう対応も含めて、もちろん都道府県の方には周知はするのですけれども、まずは何よりも養豚農家の方に、入れさせないというバイオセキュリティを高めるといふ、唯一のアフリカ豚熱に対してのツール、こちらの方を意識高めていただくということで、かなり豚の死体なんかをポスターの写真入れて、結構インパクトのあるビジュアルのポスターを作って、農家の方に注意喚起というの、我々の方もやらせていただいております。

こういうことも繰り返す必要かと思っていますので、これからも継続しての注意喚起、それから飼養衛生管理基準の向上ということで、また取組を進めていきたいと思っています。
○呉オブザーバー ありがとうございます。

韓国の方で安全鋼板をフェンスにしているケースが多いと思うのですけれども、私もそういうことを進めていますけれども、フェンスの関係ももっとしっかりやっていかなきゃいけないなというふうには思っていますので、我々も啓蒙に努力します。ありがとうございます。

○津田委員長 ほかにございませんか。

牛豚小委の委員の皆さん方は御承知だと思いますけれども、やはり疑い事例というのが結構通報がありまして、農家の方からそういった疑わしい事例があれば、家畜保健衛生所に届けていただくと。その上で、きちんと豚熱なりアフリカ豚熱を否定するということが非常に重要だと思いますので、時間を問わず来ていますけれども、よりしっかり届出を頂きたいというふうに御指導をお願いしたいと思っています。

ほかにございますか。

ないようでしたら、もう大分時間——よかったです。時間どおり終わりそうです。

それでは、ここで、なければ、本日の議題は終了しましたので、これで進行を事務局にお返ししたいと思います。ありがとうございました。

○大倉家畜防疫対策室長 津田委員長、ありがとうございました。委員の皆様も本日、長時間にわたりまして御議論いただきまして、ありがとうございました。

本日の議題でございました米国におけるASF発生時に係るゾーニングの適用について

につきまして、今回の議論を踏まえまして、家畜衛生部会における報告を行いまして、御審議いただくこととしたいと思います。

それから、豚熱及びアフリカ豚熱に関する特定家畜伝染病防疫指針の一部改正及び分割管理マニュアルの改正につきましては、今年度内に施行されるよう、速やかに手続を進めてまいります。

野生イノシシにおけるアフリカ豚熱の浸潤状況の的確な把握と感染拡大防止のための基本方針につきましては、22日の野生イノシシ豚熱対策検討会を踏まえまして、こちらも今年度内に公表できるよう進めてまいります。

ここで、最後に消費・安全局審議官の熊谷より御挨拶申し上げたいと思います。

○熊谷審議官 本当に本日は長時間にわたって、しかも内容が非常に大事な案件ばかりでした。そうした中で、例えば豚熱の指針の改定についても、生産現場からも求められてきた中、一方で、やっぱりデータの積み重ねがあつてこそ、今回改正ができたということだと思いますし、また、アフリカ豚熱についての指針についても、これはやはり野生イノシシ関連のものをしっかりと盛り込んだということでございます。さらには、分割管理の議論も、正にデータがあつてこそ、今回お示しできるような形になりました。

特にこれから小渕委員であつたり、また呉オブザーバーから、実際に既にある施設に適用するわけですので、そういった場面での起こっている出来事に対して、しっかりと科学的にも、あるいはサイエンス、指導の中でも、緩めるという意味ではなくて、実際の現場への適用に当たって、正に知恵を頂きながら取り組むべきものだというふうに思っております。

さらに、特に津田委員長には大変お世話になってきたわけですが、やはりアフリカ豚熱の関係の今回最後の議題として挙げていただきました正にアフリカ豚熱対策と基本方針については、非常に細かく書き留めております。ただ、正に入れてはいけないという中で、どんなことを実際にイノシシの段階で起こるか。あと、もう一つ大事な点は、今回釜山の案件で、大臣あるいはメディアでも発信しましたが、正に見付けるのは養豚農家ではなくて、一般の国民の方が一番最初に死亡したイノシシを見付けて、異常を感じ取って、それが行政機関にしっかりと伝わるようになって、1例目で見つけ出すということをしていただいておりますので、そういった意味では、国民全体にこのアフリカ豚熱の脅威と、あと、その際に山に入る方々に対しての情報の発信と、併せてしっかり取り組んでいきたいと思っております。

年度末にふさわしい、非常に案件が進んだわけですが、一方で、感染症、ウイルスあるいは細菌には年度末ありませんので、正に途切れない指導をしっかりとできるように、あるいは農家の方々の飼養衛生管理についても、不断の取組を行っていただけるようお願いしたいと思います。

また、3月13日には獣医師国家試験の結果が出て、また新しい仲間が入ってくるわけですので、そういった仲間が働きやすい職場になることも、これは行政機関だけじゃなくて、コンサルタントをやっている獣医の方々も皆さん一緒だと思います。しっかり同じ方向に向かって、養豚の衛生対策、アフリカ豚熱を入れないという覚悟の下で、日本の養豚産業が発展するように取り組んでいければというふうに思っています。

本日の会議、長時間にわたる、また内容の豊富な案件の審議に改めまして御礼を申し上げます。結びの言葉にさせていただきたいと思います。

本日はどうもありがとうございました。

○大倉家畜防疫対策室長 それでは、これをもちまして第96回牛豚等疾病小委員会を閉会いたします。

本日はありがとうございました。

午後5時53分 閉会